

平成29年第2回美祢市議会定例会会議録（その2）

平成29年6月12日（月曜日）

1. 出席議員

1 番	末 永 義 美	2 番	杉 山 武 志
3 番	戎 屋 昭 彦	4 番	猶 野 智 和
5 番	秋 枝 秀 稔	6 番	岡 山 隆
7 番	高 木 法 生	8 番	三 好 睦 子
9 番	山 中 佳 子	10 番	岩 本 明 央
11 番	下 井 克 己	12 番	秋 山 哲 朗
13 番	徳 並 伍 朗	14 番	竹 岡 昌 治
15 番	安 富 法 明	16 番	荒 山 光 広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿 谷 敦 朗	議会事務局長 補 佐	大 塚 享
議会事務局 主任	篠 田 真 理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	西 岡 晃	副 市 長	篠 田 洋 司
市長公室長	石 田 淳 司	総 務 部 長	田 辺 剛
総合政策部長	藤 澤 和 昭	市民福祉部長	大 野 義 昭
建設農林部長	志 賀 雅 彦	観光商工部長	西 田 良 平
観光商工部次長	末 岡 竜 夫	総 務 部 総 務 課 長	佐々木 昭 治
総 務 部 財 政 課 長	竹 内 正 夫	総合政策部次長	繁 田 誠
市民福祉部 市民課長	中 嶋 一 彦	市民福祉部 健康増進課長	斉 藤 正 憲
市民福祉部 地域福祉課長	内 藤 賢 治	市民福祉部 高齢福祉課長	河 村 充 展
教 育 長	岡 崎 堅 次	病院事業管理者	高 橋 睦 夫
上下水道事業者 管理 者	波佐間 敏	代表監査委員	重 村 暢 之
監査委員 局長	奥 田 源 良	美 東 総 合 支 所 長	東 城 泰 典
秋芳総合 支 所 長	鮎 川 弘 子	教 育 委 員 会 事 務 局 長	金 子 彰
病院事業 管 理 部 長	安 村 芳 武	上下水道局長	杉 原 功 一

上下水道局次長
教育委員会事務局
学校教育課長

三 戸 昌 子
長谷川 裕

病院事業局
経営管理課長

古 屋 壮 之

5. 付議事件

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 一般質問

1 高 木 法 生

2 三 好 睦 子

3 竹 岡 昌 治

4 岩 本 明 央

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

○議長（荒山光広君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第2号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、秋枝秀稔議員、岡山隆議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

既に送付いたしております一般質問順序表に従いまして、順次、質問を許可いたします。高木法生議員。

〔高木法生君 発言席に着く〕

○7番（高木法生君） 皆さんおはようございます。今回の一般質問のトップバッターであります、新政会の高木法生と申します。

それでは、一般質問順序表に従いまして、御質問申し上げます。

このたびの質問につきましては、多少、市民の思いが詰まっている、そうしたことで、市長さんには私の言い方等々で気分を害されるようなこともあろうかと思いますが、寛容なお気持ちで受けとめていただければと思っております。

まず、大きな項目の1番目といたしまして、総合支所機能についてお伺いをしたいと思えます。

美祢市は、平成20年3月21日に美祢市、美東町、秋芳町の1市2町が対等合併の理念のもと、本庁と2つの総合支所方式で誕生いたしましたわけでありまして。

美東、秋芳、ほぼ同じ状況と思いますが、美東町の総合支所を例にとりまして、組織状況の経緯等を申してみたいと思えます。

合併時の20年、総務課、市民福祉課、建設課、経済課、そして上下水道課、5つの課がございました。職員数が39名でスタートしております。翌21年は、

建設経済が一緒になったということで5課から4課になりまして、39名から12名減の27名となり、22年度は、同4課のまま推移しまして26名、23年が25名、24年は、総務課、市民福祉課、建設課の3課となりまして、7名減の18名となりました。25年から28年にかけては、総合窓口課と建設経済課、この2課で推移しまして17名、そして16名、15名、そして、28年度は14名となっております。

そして、問題のことし29年は、建設経済課が本庁に集約され、総合窓口課の1課、総合支所長を含めまして8名となったものであります。

このように、合併以降、業務の効率化、経費削減の観点から、職員の配置、そして業務の縮小等、小出しをしながら本庁への集約が進められてきたところであります。今後、さらなる組織改編が進められ、総合支所機能が失われることが予想されるところであります。

このたびの再編は、唐突感がありました。そこで、まず、このたびの総合支所組織再編につきまして、市長の真意をお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の御質問にお答えいたします。

地方自治法第158条第2項で地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、「事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならない。」と規定されております。これは、すなわち、組織の再編を行うに当たっては社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても、従来のあり方にとらわれることなく、スクラップアンドビルドを徹底することを意味しております。

また、旧美祢市、美東町、秋芳町が合併した背景として、厳しい財政状況にあった3つの自治体が、単独では継続することが困難であることから、合併して新しい自治体としてリスタートすることを選択したという事実があると認識しております。

合併時の背景を考えると、新しい美祢市を将来にわたって持続可能な自治体として確立していくことが、私に課せられた大きな使命であると認識しております。

そのためには、行財政運営の強化を図ることが最も重要であり、その根幹をなすのが、適正な職員数で最大な効果を発揮する効率のよい組織をつくることと考えま

すので、重点施策をより効果的、効率的に推進できる組織づくりに努めてきたところでございます。

併せて、職員数の適正化を進めてまいりましたが、限りのある人材をより有効に活用するためにも、今後も必要に応じて組織の再編を行う必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 答弁ありがとうございます。答弁では、自治法上、組織編成に当たっては効率的なものとなるよう配慮が必要であると、また、必要に応じて、今後、再編もあり得るんだと、こういう回答であったかと思えます。

再質問したいと思いますが、昨今の少子高齢化の進展等に伴いまして、社会保障費、あるいは人件費、そして市債費等、義務的経費が増大しております。そうしたことで、市の財政の厳しい状況は十分、承知しているつもりであります。

そのために業務の効率化、あるいは経費、人件費等の削減、行政改革は不可欠であろうと思っております。

しかしながら、そうした改革については、やはり、市民も、あるいは行政も痛みが伴います。だからこそ、取り組みや方針に対しては丁寧な説明というものが必要であると思えますし、そして、相互の理解、あるいは信頼関係を深めながら、やっぱり、最終的には合意形成を図るべきじゃなかろうかと思っております。

市長は、ことし29年度、施政方針の第5の中で、市行財政改革の推進、そして、市民が主役のまちづくりをうたっておられます。特に、第1次総合計画の実施計画の概要では、市民が主役の協働のまちづくりを挙げておられるところです。

市長にお伺いします。このたび、市民に説明もなく、私どもから見れば、一方的な手法での再編敢行とされました。今後、このような進め方で市長の考えておられる市民が主役の協働のまちづくり、これ完結できましようか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えしたいと思います。

市民が主役のまちづくりが本当にできるのかという御質問でございますけれども、今回、4月に組織を再編させていただきました。4月に再編した後に、いろいろい

な方面、住民の方、または議会の方からいろいろな御意見等をいただきました。

その中で、5月1日より総合支所の中に農林課の分室をつくらさせていただきました。これはままさしく、市民の声を、ニーズを聞いて、やはり、市民が今一番求めているもの、そして何が不安に感じられているかということのを酌み取って、分室を再度、設置させていただいたものでございます。

それにおきましては、今後は、この分室の機能をどういうふうなかたちでもっていかかということ、今、分室の中に置いてある職員に、現状の仕事量、そして問い合わせ、またクレーム等で分析をさせて、必要な人数はいかほどなのか、そして、必要業務はどこにあるのかということをしかり棚卸しをさせて、この組織をどのようにしていくかということ、今後、図っていきたいと思います。

一度決めたことをころころ変えるのかというふうに言われるかもわかりませんが、柔軟に市民の声を聞いて対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 御答弁ありがとうございます。柔軟に対応するという事なんですが、本当は決定する前に、やはり柔軟な対応として発表されたほうがベストじゃないかと思うんです。後手後手にきていると思う。もう1人配置がされたけど、気休めにしか映らないと思うんですよね。もうちょっと腰の座ったものにしていただければと思っております。

再質問2番目をお伺いしたいと思いますが、これは、市長に一連の市民感情につきましてお尋ねしたいと思っております。

このたびの建設経済の廃止は、私どもにとりましては本当に青天の霹靂とも言えるものであったと思います。これまで、農林業を地域の基幹産業として守り育て、農地等が持つ多面的な機能を維持してきたところであります。こうした基幹産業にかかわる建設経済課は、当地域にとっては本当に欠かすことのできないとの判断で、市民からも請願も出されたものと推察しています。

また、こういう言い方をする市民もいらっしゃいました。説明のなかったこのたびの再編は、今後、病院の行方にも飛び火するというか、この手法をとられるのではないか、そんな不安な気持ちを強く抱いておられる方がおられます。したがって、

病院の存続等については、毎定例議会一般質問で問いただしてほしいと懇願されました。それほど、このたびはインパクトのあったということではなかろうかと思っています。

そして、市民はこの再編は、もう旧美東、旧秋芳は必要なし、そういうことじゃろうね、そう結論づけられた市民もいらっしゃいます。

市長にお伺いしますが、これまで申しました請願等を初め、このような一連の市民感情についてどう捉えていらっしゃるかお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えしたいと思います。先ほども申しました、4月からいろいろな御意見、また、議会のほうには請願も上げられたということでございますし、また、各地域から私に対して要望もいただいております。

そうしたことから、5月1日に分室をつくって、今後のこの分室のあり方をしっかりと位置づけていくということを行ってまいりました。その点から言いましても、確かに高木議員言われるように、組織再編については唐突感があったようには思いますが、一つの行政改革の一環として行っておりますが、市民の皆様が、利便性が悪くなるということでございますので、その辺も踏まえて、今後も柔軟に対応していきたいというふうに思っております。

市役所がある、役所があるのは役所の職員のためにあるのではなくて、やはり市民のためにあるというふうに思っておりますので、その市民の皆様の声はしっかりと受けとめて、組織編成も今後も柔軟に対応させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。どちらにしましても、とにかく同じ行政改革については思いというか、皆さんの気持ちは十分、察しておるつもりであります。しかし、やはり、バランスがとれた再編じゃないといけないと思うんです。今だったら、本当、一方的に行政主導で事が進んでおる、このことにいら立ちを感じているんじゃないかと思うんです。その辺をもうちょっと、ソフト的な面も考えていらしたほうがいいんじゃないかと思うんです。

本当にこれだけ広大な472.6――面積、このふさわしい体制とは言い難いと

思いますし、総合支所を地域の活動の拠点として位置付けてもらわないと困るんですけど、その辺をもう少し内部で検討していただければと思っております。それほど、このたびは本当に、普通は、先ほど経緯を申しましたように小出しして集約された経緯がございます。まだ建設課があったから、市民も不満はあるけれども我慢していた、そういった状況だろうと思います。ところが、このたびのように建設経済課がなくなるという、本当にこの建設経済課の存在というものが、地域にとって大変、大きなものであったということが、改めて言えるのではなかろうかと思っております。

ここで、先ほどもおっしゃいましたように、移動市長室の件について、通知はしておりませんが、了承等も得ておりますので、お伺いをしたいと思います。2点ほど。

まず1点、先ほどありましたけれども、各地で美東、秋芳にかけて出向かれておりますが、組織編成につきまして市民の皆さんはどう捉えていらっしゃるか、その中の主な意見でもちょっとお聞かせ願えたらと思います。

それから2点目ですけど、移動市長室の件であります。この件は、一般質問で多くの同僚議員から質問された経緯があろうかと思っております。重複する分もあろうかと思っておりますが、御容赦願いたいと思っておりますが、昨年の選挙前の市長を目指されるその時分は、市長室を1階に移し、市民の声を市政に反映させるんだ、このことは、当選された後は、補正も組まれておりませんし、現時点でも予算化されていない状況だろうと思います。そして、市長室を1階に下ろして職員の仕事ぶりが目に届く、職員の能力を今の2倍の能力に引き出すんだと、この改革がどこまで進んでおるか、ちょっとお聞かせ願えたらと思います。

それから、市長は昨年度から、先ほど申しておりますように移動市長室を開設されております。資料請求もいたしまして、その内容は割愛いたしますけれども、9月から12月までの提供していただきましたが、都合31回、月平均8回程度、総合支所、あるいは公民館単位で伺って回っておられるようでございます。このことは、市民の生の声を聞き、できることから市政に反映するんだということで、大変素晴らしいよいことだろうと思っておりますが、現在の状況というか、たしか市民と市長の1対1なんです。違いますか。市民の方も発言されておりましたけれども、個室等で意見云々ではなくて、市長と語る会等を設定して、市長、行政、そし

て市民一同が会する場を持ってセッティングしてほしいんだ、なぜなら、やはり、行く側も、市民の皆さんがどんな意見を持っておられるのか、あるいはどんな要求をされたのか、またどんなことを感じていらっしゃるのか、そういったことが目に見えない、情報を共有したいんだと、事を知るためには開示請求を出さなければ、何を話しておられるかわからんと、そういった不満も持っておられる方もおられます。

だから、情報の共有化についてももう少し考えてもらって、その辺の、今、移動市長室を実行されておりますけれども、それも大切なことだけれども、そういった3者が集まる場における市長と語る会を希望するということでございますので、その辺をまたお考えいただければと思っております。

確かに、市民サイドから見たら、普段は係長、あるいは課長のところで要求を出される、しかし、市長に直接言えばショートカット的に手間が省けて、確かに利便性はあると思います。要求される方にとっては。

だから、これは私の私見ですけど、されていることは、議会の私どもがするようなことを市長みずからがされているんじゃないかと、そういった……言葉は悪いですけど、思います。私どもの会派で、そういった市民から尋ねることがだめと言うんなら、現市長を含めた議会を改革するグループ、立派な議員さんがおられるじゃないですか。その方にでも、その市民の声をお聞きになって、今の市長がなさっておる要求をお聞きになられて、市長は市長としてでしかできないことがあるじゃないですか。例えば、国、県、予算を引っ張り出すとか、病院の医師確保についても、やはり、市長が行かなければだめなんです。それも1回だけじゃないです。定期的に1回だけ行ったら、相手はそんだけ必要ないなという思いをします。市長が逆の立場でもそうだと思います。だから、やっぱり、県の方ともコンタクトをとって、やっぱり顔見せをして連携を図る、人脈をつくる、そちらのほうへウエイトを、シフトを変えたらどうかな、これは要望でございます。

先ほど申しました職員の能力を2倍に引き出すという、このことをちょっと、考え方をちょっと教えていただければと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の移動市長室についての御質問でございますが、通告にございませんでしたので資料等を持って上がっておりませんが、移動市長室に

において、この秋芳、美東の組織を再編したときにどういった意見があったかという、まず、お問いただろうというふうに思います。

先ほども申しましたけれども、厳しい意見から、また御賛同いただいた方の意見もございました。それは、行政改革を進めていく上で、これは御納得されているのかどうかはわかりませんが、仕方がないということの意見もありましたけれども、大方の意見は、やはり、農林行政について、行政としてももう少ししっかり取り組んでほしいと、その中で、やはり、総合支所に農林課の係でもいいんで置いてほしいというのが、4月にあった多くの御意見でございました。それによって、先ほど申しました要望書等を勘案して、5月1日付で農林課の分室を設置したという経緯でございます。

また、市長室を1階に下ろして仕事ぶりを見てということでございますが、これは、何人かの議員さんから昨年度来、一般質問としてお受けをさせていただいております。これは、市長室を1階に下ろすことができないませんでしたので、移動市長室という形で対応をさせていただいたということでございますし、また、本庁を含めて各総合支所、そして各公民館等に出向いてやっております。日ごろ、直接話のできない公民館職員とか総合支所の職員とも会話をし、今の仕事状況を把握しているというつもりでございます。

また、今までの移動市長室、1対1でということでございますが、1対1というだけには限っておりません。地域の方、それぞれ団体で来られる方もおられますし、数名で来られる方もおられます。そういった中での意見交換、要望だけじゃなくて、今こういうことを考えているというような、地域の夢を語られるというようなことも現在あります。

特に、今おっしゃられました市長と語る会を設置したらどうかという御意見は、美東町の方で移動市長室に来られて、私も直接その方からお伺いしたところでございます。

そういった意味も含めまして、今後、移動市長室につきましては、7月にも開催を予定をしておりますけれども、今回はテーマを決めて、子育て座談会ということをして7月25、27、31と夜の19時から、今、開催をするように、テーマを決めての開催をするように計画をしているところでございます。

また、議員おっしゃいました市長でしかできない仕事の国や県、また、医師確保

についてのコンタクトを重点的に行うべきではなかろうかということでございますけれども、先週一週間ほど国、また地域の——大阪にも出向きまして、国におきましては、これは、後に、三日目ですか、山中議員から矯正施設の御質問でございますけれども、社会復帰促進センター、矯正施設を活用した地方創生にかかわることを、美祢市が主体となってやろうということで法務省と今コンタクトをとって、協議会の全国の矯正施設の協議会の設置に奔走しているところでございます。そうした中で、矯正施設をどういうふうにするのか、そして、昨年12月に法律が改正されて、再犯防止法というのができました。これを各地方自治体が作成をしていかなければいけないというような法律がありますので、今、調整中ではありますが、国からの職員の派遣もお願いをしているところでございますし、そうしたパイプづくりもやっているところでございます。

また、医師確保につきましても、高橋管理者とともに何度か山口大学の医学部のほうに足を運んで、懸念されております病児保育についての医師確保の前向きな教授からのお話をいただいております。

また、余談にはなりますが、この小児科の今の教授は、私も6年前ちょっと病気をしまして、そのときのアレルギーがひどかったので、そのときの担当の私の医師が、今、教授になっておられて、非常に親しくさせていただいて、快く了解をいただいたというところでございますし、そうした山口大学とのパイプづくりも進めておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。今おっしゃったように、しっかりいろんな方面とコンタクトをとられて、しっかりリーダーシップも発揮されまして、美祢市を導いていただきたいと、このように思います。

次に、小項目2番目でございますが、総合支所の位置づけについてお伺いをいたしたいと思います。

旧1市2町の協定によって、合併以来、美東、秋芳の総合支所として部長級職員を配置し、業務の執行にあたってこられたわけですが、このたびの組織機構により、本庁の部相当組織に位置づけられる体制というものは、暫定的な側面が大きいかと考えます。なぜなら、合併の効果として、行財政の効率化が挙げられる

以上は、やはり、どうしても今後の組織機構の見直しの中で、総合支所体制の維持が不安視されるところでございます。

そこで、総合支所の位置づけにつきまして、市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） それでは、総合支所の位置づけについての質問にお答えをいたします。

本市において、総合支所は、旧1市2町の協定により、合併時の組織として合併前の町の区域を所管区域として、本庁において処理する事務、すなわち市全体にかかわる政策、施策、総合的な調整事務、管理事務を除く住民サービスを提供するとともに、地域振興を図る総合行政機関と位置づけております。

総合支所は支所や出張所と異なり、地方自治法に明確に規定されているものではありませんが、一般的には、合併時の暫定的な組織体系と考えられております。

合併時の混乱や行政サービスの低下を防ぐといったメリットがありますが、一方で業務の効率化を図りにくい、一つの自治体としてまとまりにくい、職員の効率的な配置が困難であるといったデメリットも持ち合わせております。

本市においてもこれらのデメリットを解消するため、合併を9年かけて、本庁への業務の集約を進めてきたところであります。

総合支所の建設経済課については、組織上は総合支所に属しておりましたが、業務上は本庁の建設課及び農林課との関係が深く、これまでは指揮命令系統が明確とは言い難く、市の一体的な建設農林行政を推進するために効率のよい組織ではなかったと考えております。

したがって、業務を本庁の建設課、農林課に集約することにより、指揮命令系統の一元化、業務の効率化及び職員配置の適正化を図ることが可能となり、一元的な建設農林行政の実現につながるものと確信をしております。

合併時に、普通会計ベースで394人いた職員を、現時点で342人と50人削減したことに伴い、それぞれ、約30人——先ほど39人と、当初は言われました——配置していた総合支所の職員も、現時点ではそれぞれ8名に削減をしております。

行政改革の大綱に定める平成31年度に、普通会計職員数を341人とする目標をほぼ達成できる見込みですが、この目標を達成したとしても、平成28年4月時

点の類似団体の平均より約16人職員が多い状況となっております。農林部門では、本庁に集約した後の職員数で比較しても、なお5人程度多くなっております。

類似団体との比較が全てではありませんが、職員数や配置を考える上で、考慮すべき指標と考えております。

今後も職員数の適正化を図るとともに、より効率的な組織となるよう、総合支所も含む組織全体の見直しを必要に応じて行ってまいります。

一方、本庁への組織の集約に伴う美東、秋芳地域における行政サービスの低下をできる限り防止することも重要なことと考えておりますので、必要な職員数を配置し、一定の行政サービスを提供する組織として、総合支所を維持する必要があると考えております。

なお、建設農林関係の提出書類の受け付けは、これまでどおり総合支所で行い、また、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業などの事業別の受け付け相談については、集中する時期、あるいは必要に応じて本庁の職員が総合支所に出向いて、対応することとしております。

また、先ほど来、申し上げましたとおり、住民の方の行政サービスの低下を防ぐという意味も含めて、5月1日付で両総合支所に農林課分室を新たに設置、職員を1名配置し、農業関係の相談業務、提出書類の受け付け業務を行うこととしております。今1名配置しておりますが、この1名がいいのか悪いのか、それも今後さらに研究をしていきたいと、また、秋芳総合支所、美東総合支所のあり方について、この農林分室のあり方についても、今後も御意見等をいただきながら、柔軟に対応をしてまいりたいというふうに思っております。

今後も組織機構及び職員数の適正化に努めるとともに、できる限り住民の皆様の利便性の確保に努めてまいりますので、御理解と御協力のほどをよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） ありがとうございます。市民の方と意見を聞きながら柔軟に対応するということは、市長はおっしゃいましたけれども、今、市長がおっしゃいましたけど、答弁書の中には入ってなかったです。市長が最初に答弁された中には、市民の声を聞くというような文言はなかったと思います。今は違うんですか。はい、

市長お願いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 答弁書になかったということでございますけれど、答弁書は、最終的には私がチェックして、私の言葉でしゃべらせていただいておりますので、答弁とさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） そうなれば、私が今、再質問をしなければそういう言葉は出てこなかったということになりますよね。再質問しなければ。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問でございますが、これは、小項目の質問として、今、質問内容の中で答弁させてもらったものであって、再質問ということではなかったかに思いますけれども、再質問という意味で答えたのではなくて、今、総合支所の位置づけについてという中でお答えをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） はい、ありがとうございます。先ほどの答弁の中で書類の提出、あるいは事務的な手続き等は、出張していただければ大方の業務は完結すると思います。やはり、しかしながら普段の維持管理、そういった指導等は、やはり、大変大きなウエイトを占めると思いますので、やはり、常駐というのがベストという考え方は、市民からすれば妥当であろうかと思っております。

位置づけにつきましては、住民の利便性の確保を努めながら、総合支所としての維持をするという意向でございますので、この辺で置きたいと思います。

次に、これまで総合支所機能等々につきまして、るるお尋ねしたところでありますが、今後の支所のあるべき姿を求め、総合支所のあり方について検討委員会を設置してはどうか、立ち上げてはどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の総合支所のあり方検討委員会の——仮称でございましょうが——の立ち上げについての御質問にお答えをしたいと思います。

組織機構の再編及び総合支所の位置づけについては、先の御質問にお答えしたとおりでございます。総合支所のあり方検討委員会の設置につきましては、現時点では考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 市長、この答弁ではありがとうございますとはちょっと言い難い、設置は考えていないということ、これ答弁ですか。質問をいとも軽く一蹴されたような形で、大変ショックを受けておりますけど、市民の声を聞かない、この認識でよろしいのでしょうか。このたびの質問については、私も市民の声を伝えようと発言しているつもりです。

市長に質問しますが、総合支所のあり方を検討する場があれば、やっぱり市民が意見を言えるし、両方の意見を出し合うことで、やはりバランスのとれた再編も考えられるんじゃないかと思いますが、今後、組織再編を行う場合、一方的に行政主導、これで実行するという認識でよろしいんですか、お伺いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど来、市民の声を聞いて柔軟に対応すると申しているところでございますので、市民の声を聞かないということはないというふうに思っております。

また、この総合支所のあり方検討委員会ということでございますけれど、現時点では考えておらないということでございます。今後、もし必要となれば今後の組織編成、また、あるいは今、問題となっております総合支所の農林課の部分について、必要とあれば考えていきたいと思いますが、現時点では、設置は考えていないということでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） はい、ありがとうございます。これでは、これ私のというか私見であります、市民の方が納得されるでしょうか。

これ以上は堂々めぐりになりますが、議長、私どもは市民の代表で、こうして代表としての立場でもありますし、議会として総合支所のあり方を検討する特別委員会の設置等、議論を深めていくべきじゃなかろうかと思いますが、そういうことは

可能でしょうか。

○議長（荒山光広君） 私ですか。

○7番（高木法生君） はい。

○議長（荒山光広君） 大切なことでありますので、また、議員の皆さんと相談しながら、必要であればそういった特別委員会の設置も可能であると思っておりますので、またしっかりと協議したいと思っております。

○7番（高木法生君） はい、ひとつよろしく申し上げます。行政とはちょっと歯車がかみ合わないというような状況であろうかと思っております。

次に、大項目2番目、医療・保健福祉行政についてお伺いをいたします。

まず、小項目1、市立2病院に対する市長の認識についてであります。

昨年の6月の一般質問におきまして、自治体病院の存在意義について、その認識をお聞きしましたが、その後、1年が経過し、本年3月には、新美祢市病院改革プランも策定されたと思っております。その主な内容について、まず、お伺いをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の市立2病院に対する認識についての御質問にお答えをいたします。

市立2病院に対する認識についての御質問でございますが、自治体病院でありますことから、少子高齢化、過疎化が進む中山間地に位置する本市において、市民の皆様が安全・安心に暮らしていけるよう、地域に必要な医療を安定的に提供していくことがその役割であると認識しているところであります。

なお、病院事業局におきましては、平成27年3月に総務省より提示された「新公立病院改革ガイドライン」及び平成28年7月に山口県において策定された「山口県地域医療構想」に基づき、2025年の本市の医療需要に対し、その受け皿として果たすべき役割や医療・介護連携による地域包括ケアシステム構築に向けて果たしていくべき役割を盛り込んだ「新美祢市病院改革プラン」を本年3月に策定したところであります。

本プランは、市民が受診したい病院、医師にとって魅力のある病院となることを基本方針として、少子高齢化、過疎化が進む中山間地に位置する本市の地域医療の中核施設として、将来にわたって持続可能なものとするべく経営状況の改善を含め、

さまざまな課題解決に向けて、病院事業局一丸となって取り組んでいくこととしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 時間も大変押してきておりますので、早目にいきたいと思います。

これは、先の3月の予算委員会の総括質疑の中で、同僚議員の答弁においていろいろ回答されておりました。2つの公立病院を地域医療として残していくんだと、市民が本当に必要としている病院に生まれ変わるか、そして、医師が病院に魅力を感じてもらおう病院にしていく、このことが、まず第一であろうと、そして、財政的に病院が潰れるといいますか立ち行かなくなるときは、財政の許す限りバックアップしていきたい、このことが、市長の2つの市立病院に対する認識と考えてよろしいでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の再質問にお答えをいたします。

予算委員会で申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 真意を聞きたいのはこれからでありまして、病院が好転した場合には民間についていう話も出てくる可能性もあると、この発言はどう解釈すればいいのか、市長、真意をお聞かせ願えたらと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の御質問にお答えをいたします。

新美祢市病院改革プランの中に示してあるとおりでございます。その中では、将来的に経営の採算性が民間水準に到達すると見込まれる際は、美祢市における地域医療の堅持を前提として、地方独立行政法人、また指定管理者制度といった選択肢についても検討をしてみたいということでございますので、この採算性が民間水準に到達するということが、今の時点ではなかなか難しいという、先ほど御回答した認識でございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） この文言が、割とわかりにくいというか、どちらでもとれるような解釈をする人もございます。やっぱり、病院の存続等につきましては、前にもいろいろ質問もしたかと思えます。市民も鵜の目鷹の目で、発言をちょっとしたことも漏らさず熱心に聞き入っておられるわけです。だから、発言については、本当に注意してほしいわけであります。赤字体質から脱却すれば、その後は民間に任せようと、そういう解釈をする人もあるわけです。商品ではないんですから。

そして、市民も患者さんも職員もおります。これ民間となると、身分から一から出直さにはいけません。大変な作業だと思います。だから、市民に不安を与えないような発言をしてほしいんです。

やはり、赤字から黒字に転換したらすばらしいことじゃないですか。しかし、職員をねぎらうというような言葉は出んのんかと思えます。病院職員というのは、本当に、異動で一般のこちらにおられる職員から病院に行ってごらんください。複式簿記せんにやいけん。普通ほとんど単式簿記ですから。そして、いろんな職種の人もいらっしゃる、まして収益を上げんにやいけん、そういった大変、苦勞する職場におられるわけですから、もう少し寄り添うような発言をしていただきたいと、このように思います。

もう時間ありませんから、余り詳しいことを言われませんのでこのくらいにしておきますけど、もう少し職員をいたわるような発言をするように心がけていただけないかなという、これは要望としておきたいと思えます。

それから、最後になります。小項目2、準看護師、介護福祉士に対する奨学金制度の新設についてお伺いしたいと思えます。

将来市内の医療機関におきまして、看護師の業務に従事しようとする者に対し、美祢市看護師奨学金貸付制度が平成24年12月28日に制定されました。

そこで、この奨学金制度を準看護師を目指して勉学する人及び介護福祉士を目指して勉学する人に奨学金制度を創設できないか、よろしくお伺いしたいと思えます。

もう時間もありませんから、結論だけでもよろしゅうございますが、お伺いしたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 高木議員の御質問にお答えをいたします。

奨学金の制度の前に病院についてですけれども、病院のねぎらいがないんじゃないかというお言葉でしたが、市立病院のほうにも出向いて、医院長を初め、看護師の方、また介護士の方ともお話をさせていただいて、いろいろなこれからの改善点、そして、何が必要で何が足りないかというところの議論もさせていただいておるところでございますし、そういった赤字から黒字になるというようなことを目指していただいているというのは、重々わかっておりますけれども、現在の状況についてもしっかり把握してもらって、取り組んでほしいということも伝えているところでございます。

また、準看護師及び介護福祉士に対する奨学金制度の新設についてでございますが、最初に、準看護師について御説明をいたします。

準看護師の資格は、高等学校衛生看護課、または準看護師学校を卒業すれば、準看護師の受験資格が得られます。看護師は国家資格ですが、準看護師は都道府県知事が発行する資格でございます。主な勤務先は、病院、診療所、介護保険施設などです。準看護師は、医師、歯科医師、または看護師の指示を受けて、病気やけがをした人などに対して、その手当てや診察の補助をいたします。

奨学金制度につきましては、県が実施主体となり、準看護師となるための学校に在学している人で、その学校等が国公立であれば1万5,000円、私立であれば2万1,000円の修学資金の貸し付けがあります。本市においては、看護師に対しての奨学金貸付事業を実施しておりますが、加えて準看護師についても地域医療を支え育てる方針から、必要であれば検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、介護福祉士がどのような資格なのか簡単に御説明いたしますと、社会福祉士や精神保健福祉士と並ぶ福祉系の3大国家資格の一つであり、社会福祉及び介護福祉法に規定された身体介護や生活援助等の社会福祉業務に携わる人の国家資格となります。

介護福祉士は、病院や介護老人保健施設、介護老人福祉施設、デイサービスセンター、障害者福祉サービス事業所等の社会福祉施設で多く勤務されておりますが、統計上では離職率の高い職種となっており、全国的に人材不足となっている状況にあります。

本市においても、介護福祉士を初めとする福祉人材不足が生じており、美祢市高

齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画では、美祢市高齢者保健福祉推進会議において、介護人材の確保が急務であるとの意見もいただいております、具体的な取り組みの基本目標である継続した地域生活を支える環境の整備の中で、介護人材の育成確保について記述しているところであります。

また、障害者福祉においても、現在、障害者福祉計画の策定に鋭意、取り組んでいるところでありますが、障害者の在宅福祉サービスの充実を図る上では、介護福祉士を含めた有資格者の不足が懸念されているところであります。

このような状況の中、美祢市においては、平成28年度から介護福祉士資格取得助成事業補助金制度を創設し、資格所得に要する費用の一部を、助成を行っているところであります。この事業は、実務者研修や介護技術講習に対する受講料として4万円を、また、国家試験受験手数料として1万円をそれぞれ補助する制度であります。平成28年度の実績では、研修受講料補助に4人、国家試験受験手数料補助を16人に対して交付しているところであります。

議員、御質問の奨学金制度につきましては、現在、国庫事業として県社会福祉協議会において、月額5万円以内の修学資金貸し付けが行われているほか、介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業や介護人材再就職準備資金貸付事業を実施される等、介護福祉士の確保に向けた各種取り組みが、県域として行われているところでございます。

御質問としては、既存の事業に対して、美祢市がさらなる上乗せを行うことで、介護福祉士の確保をすべきではないかとの御趣旨であろうかと思われませんが、上乗せ補助につきましては、今後、検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

一方、奨学金制度ではございませんが、今後ますます介護人材の不足が顕著にあらわれることについて懸念しておりますことから、安定的な福祉サービスの提供体制の整備を併せて、定住人口の増加を目指すことを目的に、現在、人材確保事業について検討を行っているところであります。まだ素案の段階であることから、全てお示しをできかねますが、市外在住の看護師や准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士といった医療福祉専門職の方々に、美祢市に移住していただくための補助制度を検討しているところでございます。この件につきましては、また、議員の皆様方の御意見も頂戴したいと考えておりますので、よろ

しくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 高木議員。

○7番（高木法生君） 大変ありがとうございました。時間もちょっと過ぎたところで大変申しわけございません。この制度が看護師であれば、当然、準看護師、介護福祉士を目指して頑張っている方にも、こういった奨学金制度を設けるべきであろうと思いますし、まだまだ看護師同様に準看護師、また介護福祉士の確保も困難な状況にあるのではないかと思います。

このことは、日夜、地域医療に貢献されております美祢市の開業医の先生方も、こういった助言をいただいた経緯もございます。ぜひ、御一考いただきたいと思えます。医療、そして福祉の専門職の方を市内に移住していただくことも視野に入れての補助制度ということで、検討されれば大変喜ばしいことであろうかと思います。しっかり内外に発信していただき、市長の御英断を仰ぎたいと、このように思えます。

本日の一般質問につきましては、組織再編等を主に御質問を申し上げました。美祢市は、市民が主役の協働のまちづくり、そして市行政改革の推進を目指しておるところでございます。その目標と市民が求める行政サービス上の利便性、これのバランスのとれた組織改革が成就することを願ひまして、私の全ての質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（荒山光広君） この際、11時20分まで休憩いたします。

午前11時05分休憩

午前11時21分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。三好睦子議員。

〔三好睦子君 発言席に着く〕

○8番（三好睦子君） 皆さんこんにちは。日本共産党の三好睦子です。「住民こそが主人公」この立場で質問いたします。

まず、就学援助金について。

就学援助制度の一つに入学準備金という制度があります。経済的に苦しい家庭を

対象にした就学援助制度のうち、小学、中学校入学時にランドセルや制服などを購入するための入学準備金が設定されています。これは、要保護世帯と準要保護世帯に支給されるものです。美祢市では、制服、机、ランドセル、靴など、約10万円ぐらいは必要ではなかろうかと思います。楽しいはずの新入学が、これでは保護者には重い負担になってしまいます。

文部科学省は、3月31日、生活保護世帯と同水準の要保護世帯の小学生、中学生への入学準備金を増額して、支給は小学校入学前も可能だとする通知を都道府県教育委員会に出しました。通知によると、入学準備金の単価は、小学生は1人4万600円、中学生は4万7,400円となり、前年度より2倍にふえています。援助を必要としている時期に速やかな支給が行えるよう、交付要綱の一部を改正し、これまで「児童または生徒」としてきた入学準備金の交付対象に「就学予定者」を追加しました。これによって、中学校への入学前のみならず、小学校入学前の時期に支給できることになりました。

また、子供の貧困対策に関する大綱には、就学援助の適切な運用について記述があり、文部科学省初等中等教育局長が「児童・生徒が援助を必要とする時期に速やかに支援できるように十分配慮するように」との我が党の国会議員の質問に答弁されたものです。

入学準備金について、これまで入学後の7月ごろの支給時期を、入学前の2月か3月に前倒しをするべきです。所得判定をどうするかという課題につきましては、前々年度の所得の判定にすることにして、他市でも前倒し支給に踏み切っています。美祢市においても、この入学準備金は、2月か3月に前倒し支給ができないかお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 岡崎教育長。

○教育長（岡崎堅次君） 三好議員の就学援助の前倒し支給についての御質問にお答えします。

現在、美祢市では、経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に美祢市就学援助費交付要綱に基づき、就学援助費を交付しております。就学援助費目には、議員御指摘の新入学用品費、それから学校給食費、学用品費、通学費、修学旅行費など9費目あり、国の要保護児童・生徒援助費補助金の単価等を用いて交付しております。

今回お尋ねの就学援助金の前倒し支給については、就学援助費の中の一つ、新入
学用品費を入学時より前倒しして交付するというものであります。現在、この新入
学用品費は、入学後に交付することとなっております。しかしながら、小中学校
の新入学時には、制服、かばん、体操服、学用品費と多額の費用が必要となり、そ
れらの購入は、実際には仮入学が行われる2月から3月ごろに行うこととなります。
そこで、保護者の皆様の経済的負担を考慮し、必要な援助を必要な時期に速やかに
実施するため前倒しし、交付の準備を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、平成30年度からの新入学児童・生徒の保護者を対象に実施するこ
ととし、今後、交付要綱の改正、補正予算の要求等、必要な手続きを行い、入学前
の平成30年3月までに新入学用品費を交付することで調整してまいります。

また、これにより申請手続き等において、従来とは異なる点もあるため、実施に
向け対象者へ周知徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。
次に、保育園の件についてお尋ねいたします。

綾木保育所の件ですが、今回の綾木保育園の……まず、保育の定義についてお尋
ねいたします。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） それでは、保育の定義についての御質問にお答えい
たします。

まず、保育とは、乳幼児を適切な環境のもとで、健康、安全で安定感をもって活
動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達させるように教育するこ
とで、集団保育の場として保育園や幼稚園などがあります。

特に、保育園は養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子供の
保育を総合的に実施する役割を担うとともに、保護者に対する支援を行うところで
あります。

また、厚生労働省の保育所保育指針において、保育園は、子供が生涯にわたる人
間形成にとって、極めて重要な時期にその生活時間の大半を過ごす場であり、子供
が現在をもっともよく生き、のぞましい未来をつくり出す力の基礎を養うため、人

とのかかわりやさまざまな体験など、6つの目標を目指して行うこととされています。

近年では、少子化が進む中、幼児期にできるだけたくさんの友達に囲まれ、競争心や社会性を養うため、一定の児童数を確保して保育を行い、その中で、人材確保、施設の維持管理等を踏まえ、将来を見据えた子育て環境の整備についても検討していく必要があるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） どうもありがとうございました。今の中ですが、保護者が保育にかける場合に、保育園があると思います。その幼児のときから競争心が必要だということもおっしゃりましたが、まだ幼児のときからそんなに競争心はなくても、人間形成が大事ではなからうかと思えます。

保育時間は、保育の条例については、美祢市の場合は、7時半から夕方の6時までとありますが、これには間違いはないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、朝7時半から夕方6時半、そういうふうになっておりますけど、ただ、さっき言われておりますようにいろんな諸事情もございまして、綾木保育園に関しましては、現在は、朝8時半から夕方は5時15分までの保育時間というふうになっております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 働くお母さん方の保育にかけるから保育所に預けるんであって、働く場合に朝の8時半から夕方の5時半では働けないと思うんですが、どうなんでしょうか。この意味では、8時半から夕方の5時では働けません。たとえ市役所に勤務しても、この保育時間帯では働けないのが現状ではないでしょうか。朝預けて夕方お迎えに行く、この時間にしては厳しすぎると思えます。綾木保育園の場合は、8時半にならないと子供が預けられないのでは、とても働くわけにはいきません。市内のどこの保育所でも保育時間を7時半から夕方6時になっています。綾木も市内のほかの保育園と同じようにできないでしょうか。ただ1つ、綾木だけこ

の時間が朝の8時半から夕方5時半になっています。市内どの保育園でも同じように7時半から6時ということにはならないでしょうか。

ある保護者の方は、8時半にならないと子供を預けられないので仕事に間に合わない、だから朝早く起きて、約12キロ離れた実家のほうに一旦預けて、それから働きに出ておられます。実家の家族の方が綾木保育所まで連れて行っておられます。実家の家族の方ももちろん仕事を持っておられます。約12キロ離れた保育所に園児を預けて、それから仕事に出ておられます。保育時間を7時半から夕方6時までにして、働く子育てを応援するべきだと思います。お考えをお尋ねします。変えられないでしょうか。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉長。

○市民福祉部長（大野義昭君） 最初に、先ほど御質問の中で、私、7時半から6時半と言いましたが、6時が他の保育園の一応現状でございます。

それで、綾木保育園の件につきましてですけど、これは、当初平成29年度の在園児数が2名の予定の中、一定の保育園児を確保した保育環境を整え、その中で人材確保、施設の維持管理等を行うよう、広く美東地域の今後の保育環境整備について、保護者や地元の方と協議をさせていただきました。

その中で、今後のあり方について、綾木小学校区にお住まいの3歳未満児を含む保護者の方にアンケートを行いました。意見として、保育園を少人数でも維持してほしいという方、一方、多くの子供の中で育てたいという御意見があり、今後のあり方につきまして、多くの方は園児数が多い環境を望まれているという結果が出ております。それを踏まえ、再度、区長への説明を行い、その中でもさまざまな御意見がありましたが、綾木保育園の存続の要望も強くあり、分園として継続することいたしました。

しかしながら、臨時やパートの保育士確保が厳しい現状を説明させていただき、保育時間など受け入れ条件を縮小して、どうにか対応できる体制にさせていただいたのが現状でございます。

市といたしましても、十分な支援体制とはなっておりませんが、これまでの経緯を踏まえて、可能な限り対応させていただいておりますことは、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、説明がありましたけど、綾木保育所を絶対に残してほしいという意見は強いと思います。先ほど少人数で維持、多くの仲間育てたいと、そういった意見もあると言われましたが、綾木は絶対に残してほしいという御意見が多いので、そして、その残すためには今の時間帯では、とても預けるわけにはいかないんです。時間をほかの美祢市内と同じように、朝の7時半から夕方6時まで、これにしていれば、今のような、先ほどの方、12キロ離れたところに朝早くから連れて行かなくても済みます。こんな苦労はしなくて済むと思います。通常の保育時間は、この綾木の場合は、別に保育料が云々とか言うんではありませんが、1時間45分のカットとなっています。市内の他の保育所と同じ時間帯にして、保育を充実させるべきだと思います。

次に、真長田の保育園の合同参加ということがありますが、この真長田保育園が分園になっていますが、ネットで見た場合、分園の規定も何もないようなんですけど、この誕生会で真長田保育園のほうに月に一度ほど行かれるそうですが、保護者の方が真長田まで連れて行っておられます。今までは市が送迎をしてくれていたということですが、今、送迎はどうなっているのでしょうか、送迎のお考えはあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） それでは、平日行事に係る保護者の負担についての御質問だと思います。

集団生活とのかかわり等の観点から、真長田保育園と合同保育を行っていますが、真長田保育園は、午前7時30分から園児の受け入れを行っております。合同保育のあるときは、他の保護者同様に真長田保育園へ登園し、1日一緒に過ごしてもらうこととなっております。そういったことでもありますので、登園につきましては、保護者自身が連れて行っていただくようになっております。そういったことから、保護者等の意見といたしますか、苦情等をいろいろ現場のほうに聞いておりますけど、今のところそういった苦情等は出て来ていないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 少しおかしくありませんか。真長田に連れて行けば7時半から6時まで、綾木の場合は8時半から5時15分まで、そんなそちらの都合のいい

ように、保育園で保護者の子育ての世代の、保護者の方にとってよいような時間帯にするのがいいんじゃないんでしょうか。

そして、先ほど話もありましたが、子供が少ないとかいうことなんですが、綾木保育園は、以前に少なくなったのは、別に綾木のせいではないのです。綾木保育園で3歳児未満の保育を私は要望したことがあります。給食の設備が難しいということで実現しませんでした。その3歳児未満を本気で受け入れる気になればできると思います。以前は、綾木保育所で給食をつくっていました。給食は、市内の綾木を除く全保育所が、自分の保育園でつくっておられます。そして、保育園の園児たちに食べていただいています。条例を見る限り、調理員を置くようになっています。調理員は、調理の仕事だけではなく、保育の手伝いもできると思います。3歳児未満の受け入れをやる気になれば、できることではありませんか。できることをしていないで子供が少ないとか、少人数はどうのこうのとか言われますが、まず、子供をふやすことを考えていただきたいと思います。

また、今5人なんですが、ちょっと事情があって2人ほど綾木保育園を去られましたけど、この保育にする環境も十分にしていきたいと思います。

保育時間についてですが、私、調べてみたら、綾木保育園以外はどこも7時半から夕方の6時までなんです。今、休園になっております赤郷保育所についても大田分園になっていますが、保育時間は7時半から夕方の6時となっています。綾木の保育園だけこうした冷たい待遇となっています。綾木保育園に園児が少なくなるようにしているような施策のように思われてなりません。他の保育園と同じように保育を充実させていただきたいのですが、再度お尋ねしますが、時間の変更をしていただけないでしょうか。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいまの3歳未満児の保育についてですけど、これにつきましても保育士不足が全国的な問題であり、保育士の臨時、パート等、人材確保が非常に厳しい状況、その確保につきましても常に募集を行っておりますが、確保がなかなかできていない状況であります。加えて、3歳未満児はしっかりとした体制が必要でありますので、人材が不足する現在の体制では、実施が困難な状況であるというふうになっております。

常に保育士や臨時、あとはパート、そういったものを常に募集しておりますけど、

全体的に不足しているのが現状です。例えば、いろいろ集まったとしても1人2人の体制で、すぐそれが、3歳未満児が保育できる体制が整うかということも、ちょっとかなり難しい面がありますので、今後、必要性も含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） お尋ねしますけど、保育士が少ないから綾木は8時半からで夕方の5時15分までということなんでしょうか。保育士の数には関係ないんじゃないんでしょうか。時間を美祢市内、全部同じ保育園の時間帯に、朝7時半から夕方の6時までにしていただきっていうのに、保育士の関係はあるんでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 大野市民福祉部長。

○市民福祉部長（大野義昭君） ただいま、保育士の数には関係ないのではないかと、いう御質問ございましたけど、実際のところ、保育士の勤務時間等もありますので、そういったことも総合して、今の段階では3歳未満児を引き受けるのは非常に難しい状況だということでございます。

それと開園時間、これもいろんな勤務時間の体制等から非常に難しいということでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 今、保育士の話ですが、正職員が25人、臨時の方が14人、パートの方が39人いらっしゃいます。パートと臨時職員を正職員にするなど、待遇改善がしていただければ保育士の確保もできるのではないのでしょうか。ただ、その正職員を少なく、パートの方が39人です。これは改善する余地があると思います。

そして、保育士のことですが、市内で人数を見ましたけれど、3歳児未満の人数、保育士の関係がわかりませんが、その関係で、それぞれ保育士さんの配置が違うと思いますけれど、今、綾木には2人いらっしゃいますが、その2人の交代とパートさんか臨時の方、その配置をうまくやっていただいて、その時間を普通の一般美祢市内の保育園と同じように朝7時半から夕方6時というように改善していただきたい

と思います。ぜひ、これは検討していただきますよう、よろしく申し上げます。
市長さんにもよろしくお願いたします。お願いたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 三好議員の再質問にお答えしたいと思いますが、綾木保育園の存続について、綾木地域の方の強い要望があるということは伺っておりますし、今回もその方向でこの保育園を存続させていただいたという経緯がございます。

また、やはり、保育園を開園して大切なお子さんをお預かりするのには、やっぱり安心・安全な環境整備が必要だろうというふうに思います。そこをしっかりと整えながら、今、三好議員がおっしゃられました御要望にどれだけ近づけるかはわかりませんが、今、部長が申しましたとおり人材の確保、また、三好議員が言われました、本当にパートさんが長時間の時間働いてもらえるものかどうか確認をとりながら、人材の確保が本当にできるかどうか検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） ぜひ、お願いたします。パートさんの待遇改善、正職員にすれば保育士の確保ができると思います。それでよろしくお願いたします。ぜひとも、朝、時間だけは7時半から夕方6時にさせていただかないと、とても保護者の方は働ける——働くためには朝7時半から夕方6時までにして、子育てを応援していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

先ほどですが、繰り返しになりますけど、綾木に対象者が少ないとかいう話もありましたが、3歳児未満を受け入れないと、時間もこれ1時間45分短縮されると、こういったことでは必然的に少なくなってしまいます。今まで7人いらっしゃったのが5人になった、また、3歳児未満を受け入れればもっとふえると思います。この美祢市内でただ一つだけこうした給食も配送になっている、そして、時間もこのように1時間45分ほどカットされている、こうしたことが、何か深く掘ぐれば、園児が少なくなって保育園もなくなって小学校もなくなり、統廃合を待っているかのように冷たい仕打ちのように思ってしまう私です。何としても綾木を活力あるまちにしたいと思っております。そのためにも、ほかの他の保育園と同じように時間を同じにさせていただき、できれば給食もその保育園でつくっていただき、

3歳児未満も受け入れると、こういったことをやっていただけたらと思います。

綾木に今、他から移住して来られている方もあります。最近になって数軒の方が転入がありました。この移住定住、人口増とか言っても、この保育園の条件ではなかなか住むことができません。今、美祢市に住んでいる人が市外に転出されないで、住み続けていくことができる環境整備が必要かと思います。

ある人が言われました。綾木は工場とか働く場所がない、だから人はふえない、保育園はいらないんじゃないか、こういった声を聞きました。私はその方に怒りを持って、何を言っているの。綾木は、小郡山口は15分で行けます。綾木は宇部、山陽小野田、長門、萩、どこへ向いても40分以内で移動することができる、もっとも地理的条件がよいところなんですよと、自然はきれいやし人も温かいと言いたいのです。教育環境がよくなれば、人口もふえることが期待できる地域です。ここ最近、先ほども言いましたが数軒の転入者があり、綾木小学校もふえています。次の保育園に上がる子供たちもいます。今回の綾木保育園の問題は、子育て世代の応援施策として、移住定住、人口増の問題として取り組んでいただきたいことを申し上げます。

次に、総合支所の建設経済課の再設置についてお尋ねいたします。

このたびの機構改革で、秋芳総合支所と美東総合支所の建設農林課と農業委員の部署が配置され、美祢の本庁に集約されましたが、その理由は、先の高木議員の答弁にもありましたが、この質問の中でダブることもあるかと思いますが御了承ください。

財政が厳しいということで部署廃止ということでしたが、本当に厳しいかどうかと思うんですが、使用も決まっていない丸和の跡地、5,500万でぼんと買っています。財政が厳しいと言いながら台湾事務所に職員を置いています。台湾事務所は県に任せて、県内広範囲に事務所が利用できるようにすればいいのではありませんか。財政が厳しくて、基幹産業である農業、農家、住民を不便にしてまで美祢市が台湾事務所を所有しなくてもいいのでは、なぜ台湾事務所なのかと疑問に思います。このまま台湾事務所を続けられるのでしょうか。美祢市は、財政が厳しいことなどをお話され、台湾事務所を県に担ってもらうように交渉はできないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 三好議員の御質問にお答えをいたします。

通告にございませんけれども、組織改革をしたところで財政的に厳しいということからの関連した御質問だろうというふうに思いますけれども、台湾事務所を存続するということは、去年の臨時会のときにも申し上げましたし、9月議会のときの一般質問だったと——ちょっと済みません、はっきり今、記憶がありませんけれども、一般質問のときにも申し上げました。必要最小限の経費で最大限の効果を発揮するように、台湾事務所については今後とも努力をさせてまいりたいというふうに思いますし、台湾事務所の意義につきましても、4月に市民の方の台湾ツアー等も実施をさせていただきました。そのときに台湾に行かれた方からもいろいろ台湾事務所の職員の方にお世話になったというようなお声もいただいておりますし、また、その事務所がどこにあるのか、そして、どういう仕事をしているのかも実際目で見たといいこともお聞きしております。

確かに台湾事務所についてのいろいろな御意見等もございますし、私も当初いろいろな考えを持っておりましたけれども、台湾事務所につきまして存続をするということを表明した以上は、最小の経費で最大の効果が発揮できるような組織として、また、この台湾事務所があるからこそ美祢市の経済を活性化させて、そこによる税収入を大きくして市民に還元できるような事務所として活用をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 台湾事務所を残すんだったら、総合支所も残していただきたいと思います。県にお任せしたらいいんじゃないでしょうか。先ほどお礼があったとか喜んでもらったとか、県に事務所を移しても、これはちゃんと感激していただけると思います。

先日、部長と話したんですが、職員の今回の総合支所の廃止で職員の適正化で効率をよくするとか、同じ業務を本庁、各支所でそれぞれやっていたら、集約すると職員が少なくて済む、別々にしていたら効率が悪いということを知りました。こうしたことは、市民にとって事務所があるということは非常に頼りになっていました。職員の方が本庁から支所に出向いていくということが、本当に効率がよいことか疑問に思います。通勤手当の距離も長くなります。職員の移動のロスも考えられます。

どんなことが効率が悪かったのか具体的にお示してください。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 三好議員の再質問にお答えをしたいというふうに思いますけれども、まず、建設経済課をというのは、今回、総合支所から廃止をして、4月1日に本庁に集約をさせていただいたところでございます。また、今おっしゃられましたように、地域からのお声やそれぞれ議員さんからの御指摘等ございまして、いろいろ内部でも調整して、5月1日から分室を設置させていただいたところでございます。

先ほど高木議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、市役所のために組織があるのではなくて、やはり、市民のために組織があるものだというふうに認識をしております。今後につきましても、この分室の機能が今の状態でいいのか、そして、どういったところが不足するのか、また、どういった仕事があるのかというのをしっかり仕事の棚卸をさせていただいて、柔軟に対応をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 総合支所の農林課、建設課があることで、本当に住民の人たち、私たちも含めて、住民にとって非常に頼りにしていました。あることで本当にいつ行っても答えてもらえると思っておりました。そういったことで、今回なくなってしまうことで本当に残念です。

総合支所をターゲットにしてこの統廃合がなっていますが、農業者の声をよく反映していただきたいと思えます。そして、今までいた人がいなくなるということは不便になるでしょうが、それをカバーするために書類の提出時期、相談する時期と、また、農地多面的の相談とか、農地の相談とかの時期には本庁から出向いて対応をするということですが、今までいた人がいなくなることは不便になると言われておりますが、十分、市民が不便になることを承知して強行されたんです。これでは住民がサービスとは言えないと思えます。

5月から農林課の分室を置いているということですが、今、実際におられます。でも、専門家ではないし、ただ取り次ぐだけになるだろうということでした。関係書類を要求しても書類もないと思えます。農地の転用にしても閲覧できないのでは

ないでしょうか。農地の転用の場合、その土地がどうなっているかどうか見たいというとき、台帳の閲覧もできるのでしょうか。本庁に行かないと見れない、移動手段がない高齢者の人は、自分で車の運転もただ地域内だけなら運転できるけど、美祢の本庁まではなかなか行けない、こういった場合、関係書類とか要望すれば持って来ていただけるのでしょうか。こうした不便の解消、農林課の分室の職員が対応してくださるのでしょうかお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいま、三好議員の御質問の中に書類の閲覧ができない、その解決の方法についてどうするのかというような御質問だったと思いますが、例えば、総合支所に置いていない書類で本庁にまとめた書類が見たいというときには、全て可能というわけではないと思うんですが、今メールでやり取りしていますので、そのメールの添付書類として本庁から総合支所に送信して、総合支所でプリントアウトしてお見せするという事は可能です。

ですから、絶対その総合支所に人がいなければできないということばかりではないというふうに考えていますので、できるだけ美東、秋芳の方が何でもかんでも本庁にということのないように、いろいろ工夫をして対応していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） メールのやり取りということでしたが、そう簡単にぱっぱっつとできるものではないと思います。ただ荒廃農地とかも田んぼができないからこの田んぼはある人に預けるよといったときにその土地がどうなっているかどうかということは、もう知りたいことが多いと思います。そういうときに時間をいろいろかけてメールでどうのこうのということなかなか難しいのですが、職員さんがやっていただけるということでしょうか——だと思って次に進みます。

農業は機関産業であり、中山間地の農業振興で、地域振興をどのように思っているのでしょうか。農業は命をつなぐ食料を生産しています。農業と観光、六次産業にしてもジオパークに関しても、全て大地の恵み、農業が基本です。基礎です。人間の命をつなぐものは食料です。美祢市が力を入れているジオパークにしても、単なる地質遺産を見てもらっているだけではないと思います。そこに住んで

いる私たち住民のいきいきした暮らしを見てもらう、また、農地も利活用されて、荒廃農地がないきれいな自然を見てもらうこともジオパークの意義があるのではないかと思います。ジオパークの再審査があると思いますが、これに合格しようとするれば、総合支所の機能を十分に発揮させて、農業を発展させ、地域振興をすることが重要ではありませんか。この点については、どのようにお考えなのでしょうからお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいま、三好議員から農業振興に関する御質問がありました。私ちょっと、所管外になるかもしれませんが、総合支所を本庁に集約したからといって、その支所の管轄区域の農業をも切り捨てるということでは一切ございませんので、逆に集約することによって、一元的な農業振興策を図るということも可能になると思います。とは申しましても、やっぱり今まで身近に配置していた職員がいなくなるということで、いろんな不便をおかけすることもあるかとは思いますが、そうは言いましても、できるだけいろんな方法で、先ほど言いましたメールによるやり取り、あるいは、必要に応じて本庁から総合支所に出向くというような形で考えておりますので、一概に総合支所の建設経済課を廃止したことが、農地の荒廃に直接的につながるものではないというふうに考えています。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 何度も言いますけれど、総合支所があるとないとでは違うんです。もうどうでもよければ、市民の方はこのような意見は言われなないと思います。みんな総合支所の農林経済課を頼りにしてきたんです。あることで安心もできますし相談もできます。そして、そのために農業も盛んになって地域が活性化していくと思います。ぜひとも、先ほどもありましたが、再検討もあり得ると言われたので、柔軟に対応もしていくと言われましたので、何としてもこの総合支所の機能、今以上に広げていただきたいと思います。以前にあった総合支所のように、十分、力を発揮するようにしていただきたいと思います。

合併協定書のことになりますが、総合支所は住民サービスを提供するとともに、地域振興を図る総合行政機関とあります。この合併協定書は、先ほどちょっと触れられましたが、この合併協定書の住民サービスを提供するとともに、地域振興を図

る総合行政機関、これを無視されるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの御質問にお答えします。

総合支所の地域振興を図る、地域振興を担当する職員ということで、現在、総合窓口課の中に各1名、担当職員を配置しております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） なかなか不安に思います。合併協定を壊してまで総合支所の縮小をしてどうするのでしょうか。見直しの部分が違うのではないかと思います。例えば、この農業に限らず建設の場合、災害発生時にその災害の場所の説明も確認にも手間取るということ、そして、対応が遅くなるということも考えられます。

また、売却すべき長田団地、これは今、草がぼうぼうですが、この団地とか市営住宅の管理や市道の管理が行き届かなくなるのではないかと思います。こういう点もこういった問題に起こってくるのではないかと危惧します。

総合支所には、美東の場合ですが、火曜日と木曜日に職員がいらっしゃるということです。あとのこの日以外のことはどうなっているのでしょうか。火曜と木曜だけで対応できるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（荒山光広君） 志賀建設農林部長。

○建設農林部長（志賀雅彦君） ただいまの三好議員の御質問にお答えをいたします。

災害時の対応につきましては、本庁におりますそれぞれの地元出身の職員を災害時には、各総合支所のほうに派遣をし、対応をすることとしております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） よろしく申し上げます。

以前にいらっしゃったときに、市民の方から要望がありまして、こうこうこうですと言ったらすぐ対応してくださったんです。いつも職員がいらっしゃるから、そうやって来ていただけたと思います。住民の声は、この農林課と建設をもとに戻してほしいということです。

総合支所は中山間地の重要な行政機関です。地域産業を支えている窓口です。市民と直接対話ができる大切な窓口です。地域振興を図っていく、本当に大切な窓口

です。

今、農業委員会が総合支所からごっそりなくなっていることは、農家にとっては、農業者にとっては本当に不安です。軽油の免税新誠也耕作面積の証明書などはどうなるのでしょうか。必要な書類は送っていただけるのでしょうか。行くにしてもバスの移動など、本当に不便です。この書類は送っていただけるかどうかお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） ただいまの農業委員会の関係の証明書類についての御質問ですが、総合支所において発行するようにしておりますので、総合支所で用が足りるといいますか、今までどおりできるようになっております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） はい、ありがとうございます。

それと、先ほどですが、職員が少ないのでいろんな配置転換ということもありましたが、県レベルの仕事を市に下ろしている、こういったことが大きな原因にもなっているかと思いますが、県に向かって意見を言っていたきたいのです。市長さんも市長会とか全国とか県内の市長会議のときには、住民にこの職員が足りない、また、予算が足りない、こういったことは住民に負担を押しつけるのではなく、県や国に意見を言っていたきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、国保税の引き下げについてお尋ねいたします。

来年度から国保の県の単位化になり、山口県が国保の保険者となり、美祢市の国保行政を総括、監督する仕組みが導入されます。その中で納付金ということが生まれてくるんですが、この国保加入者にどれだけの国保税になるのか、美祢市が県に納付金としてどれだけ割り当てられるのかが左右されます。納付金の額は決まっているのでしょうか。私の持っているテキストでは、2016年には決まるようなことが書いてありましたが、どうなのでしょう。新年度では、県が美祢市に納付金の額を提示すると同時に、標準保険料率も公表することになっています。これは公表されているのでしょうか。標準保険料の率を参考にして保険税が決められることになると思います。高すぎる国保税が貧困を拡大させ、年金保険料も払えず、貧困の連鎖をつくり出していくのではないのでしょうか。医療費の削減のためにも早期治

療が必要とわかっていても、国保税を払ったら病院の医療費がなくなった、残らなくなった、もう医者には行けない、こういったことで、何のための医療保険かわからなくなってしまいます。そのためにも、国保税の引き下げは大きな課題となっています。

他県では、一般会計から法定外繰り入れを行っていますが、美祢市は一切、法定外は繰り入れられていません。新制度においても繰り入れは可能となりますので、繰り入れをして値下げをするべきだと考えます。

国の公費の支援が26年、7年にかけて1,700億円が2回投入されています。この原資を使って、国保税の引き下げはできるのではありませんか。低所得者対策や子供の被保険者の多い自治体への支援策を活用して、負担を軽くするために国保税の値下げをするべきではありませんか。先般の議会で、2割、3割の軽減対策の財源になっているということでしたが、これはもちろんいいことですが、国保の税額全体の水準も下げてくださいたいと思います。

国保の会計は、毎年黒字になっております。私は、この24年度からの統計を一覧表にしましたが、数年来、黒字です。黒字にもかかわらず、保険税の引き下げが行われていません。引き下げるべきではありませんか。国保税の納入率が厳しく問われる国保の県単位化です。こうなった場合に国保税を安くして払えるように、納付率をよくするようにして、命と暮らしを守るべきだと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 三好議員の国保税の引き下げについての御質問にお答えをいたします。

平成30年度から国保制度改革に伴う国保の県単位化による事業費納付金の負担及び標準保険料率についての御質問ですが、国民健康保険制度は、現在、市町村単位で運営されており、制度改革後においては、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的、効率的運営の中心的な役割を担います。

一方、資格管理、保険給付及び保険税のほか、徴収は引き続き市町村が行うこととなります。その中で、都道府県は各市町村にかかわる事業費納付金の決定や標準保険料率の算定を行い、それを市町村に提示することとなっておりますが、現時点では、県からそれらの提示はなされておられません。

次に、市の一般会計からの繰り入れや国の支援策による国費の投入を活用して、国保税の値下げを行うべきではないかとの御質問でございますが、まず、ここでの繰り入れとは法定外繰入金の意味であろうかと察します。確かに、決算補填の目的で法定外繰り入れを行っている市町村はありますが、従来より、国は財政援助的な一般会計からの繰り出しについては、国が定めた繰出基準にかかわる経費を除き、行うべきではないとしているため、本市では、この基準に基づかない法定外繰入は行っておりません。また、一般会計からの法定外繰入は、市の財政運営にも多大な影響を与え、国保の被保険者以外の市民の方にも負担をおかけするため、慎重に対応すべきであると考えております。

一方、新制度においては、一般会計からの法定外繰入金の解消を目的とした財政安定化基金が都道府県に設置され、今後は財政不足が発生する市町村に対しては、財政不足額を貸し付けるといった制度に切りかわる予定でございます。

また、国費による財政支援につきましては、平成27年度から実施されておりますが、こちらは各自治体が負担しております低所得者に対する保険税軽減措置分の補填や新制度に向けた財政安定化基金の創設の資金等が用途となっておりますことから、国保税を引き下げるまでの剰余金とはなっていないのが現状であります。

これら以外にも現在の国保制度の課題を抜本的に解決するため、平成30年度の国保制度改革が国民健康保険制度始まって以来の大改革であること、また、冒頭で御説明いたしました事業費納付金や標準保険料率においては未確定であるといった制度内容の不透明な部分が非常に多いことなどの理由からも、現時点で国保税を引き下げることは、財政基盤の安定化の面において避けるべきであると考えております。

しかしながら、国保被保険者の税負担を減少させることは、今後も重要な問題として捉えておりますので、まずは新制度に向けた準備や取り組みをしっかりと行い、新制度に切りかわり運営が安定した際には、運営に関する審議機関であります美祢市国民健康保険運営協議会にも諮った上で、被保険者の皆様の負担を少しでも軽減できるよう、検討を進めていく所存であります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 三好議員。

○8番（三好睦子君） 国保税が所得の全体の15%から20%を占めていては、生

活は苦しくなる一方です。この国保税の引き下げを何としても強く求めます。国保のあることで命が脅かされる、払わなければいけないと、こういうことで15%、20%も占めて、それを払うことで生活が苦しくなるとは、何のための医療保健かわからなくなってしまいます。国保税の引き下げを強く求めて、私の質問を終わります。いろいろありがとうございました。

○議長（荒山光広君） この際、午後1時20分まで休憩をいたします。

午後0時22分休憩

午後1時19分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。竹岡昌治議員。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

○14番（竹岡昌治君） 政和会の竹岡でございます。今回、一般質問を通告いたしましたのは大きく分けて3つ、3点についてでございます。

まず、第1点目といたしましては、行政裁判に要した経費に関して、原告よりの債権額納入状況についてと、こういうことで、項目として2項目上げております。

まず、美祢市の毎日配食サービス事業、それから秋吉家族旅行村にかかわる本事件の経費、つまり、これは全てが、原資が税金であるというふうに認識しておりますが、執行部がどう考えておられるかわかりませんが。全体で市の負担は、職員が費やした時間を経費換算上幾らかかったのかということ。さらに、原告者に対して負担金額は幾らでいつ請求されたか、また、美祢市にいつ納入されたかということで、実は3月議会にお尋ねをいたしました。つまり、裁判にかかった経費というのは、裁判上だけじゃなくして、例えば、準備をするための人件費、あるいは裁判所に出頭した人件費、出張旅費は換算したと、こうおっしゃったんですが、そうしたものの、全て含めたものを私は経費だというふうに考えております。そうしまして、御回答いただいたのは、配食サービスで511万8,000円の、早く言えば税金を使ったと、それから家族旅行村については321万5,000円であると、こういうふうな回答でございました。

私の問いに対しましては、自治法第240条第2項の規定に基づいて、訴訟費用の回収に必要な措置をとっていますが、個人に対する債権に係るので、つまり答弁

はできませんと、こういう回答だったんです。私ばかりじゃから240条の2項というのはさっぱりわかりません。したがって、そのときには何ら反論は申し上げませんでした。そこで、地方自治法の第240条第2項、この規則がそもそも何なのか、これをひとつ市民にわかりやすく御説明を願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の地方自治法第240条第2項の定めについての御質問にお答えをいたします。

御質問の地方自治法第240条第2項の規定は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について規定をしております。条文を申し上げますと「普通地方公共団体の長は、債権について政令の定めるところにより、その督促、強制執行、その他その保全及び取り立てに関し、必要な措置をとらなければならない。」と定めております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今お答えいただきましたように、債権の保全、あるいは強制執行等含めて、原則規定になっていましたよね、今。努力規定じゃなかったですよ。間違いないですね。原則規定だったというふうに私は思っております。その後、どう措置をされたのかお尋ねをしたいと思います。いわゆる3月議会で私が申し上げてから、どのように240条の2項に基づいてされたのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

3月議会の一般質問以降に新たに確定処分により債権が確定しました2件を含めて、市が請求しております訴訟費用は、被請求者2人分の合計で4件の50万533円となっております。なお、そのうち2件分16万3,078円については納入があり、また、納入期限までに納入がなかった1件分の25万4,349円については、督促手続きを行ったところであります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 数字を申されましたんですが、実は私、先ほど、朝だった

と思いますが、高木議員の質問の中で、市長の答弁と、ここで議場でやられた答弁と答弁書が食い違っているという話がちょっと聞いたんです。事実ですか。答弁書というのはあるわけですか。ちょっと待ってください。私もらったことがないんです。ですから、今、数字を申し上げられてもメモし損ねたらもうわからなくなっちゃうんです。そこで、3月から含めて4月、5月、6月になったわけです。なぜ入らないの、なぜそれ以上の要求はされなかったのか。いわゆる、今日までなぜそういう状態で置かれていたのか、この辺が非常に疑問を感じるわけです。人の行動ちゅうのは、全て理由があるわけです。なぜやらなかったのか、なぜしたのかというのはそれぞれ理由があるはずなんです。そのことが、実にもうこの裁判の判決が出てから相当な日数を要していますよね。そこで、私がなぜこんな質問をしているのか、じゃ、判決とは何なのか、実は、開示請求をさせていただきました。そうしますと、返って来たのは、ごらんになったらわかります。いいですか、議員の皆さん方にもついでに見せてください。これが開示請求。判決文です。控訴人補助参加人というのは、これは、実は私でございます。私が当時、参加人としてやりました。そして、風評被害もいろいろ受けました。にもかかわらず、なぜ消されているのか疑問に感じるんです。当然、もと原告であったはずの人の被控訴人も消されております。あとは全部あります。名前が。実は、これと全く同じものが裁判所から私のところへ来ております。そこで、この判決分を読み上げて、市民の皆さんになぜ私がこれだけ言っているか、しかも、平成25年4月11日に判決が言い渡されております。これも何回か私はしつこく申し上げたにもかかわらず、まだ今日、解決ついておりません。そこで、ちょっと議長にお尋ねというか相談なんです、実は、私の判決文は、現在、山口地検の担当のところにおいてあります。暫時休憩とっていただいて、私の判決文を取って来て、それを同じものですから使いたいと思うんです。いかがです。

○議長（荒山光広君） ちょっとその前に、今の資料請求された分ですね、それと同じものが預けてあるということなんですか。

○14番（竹岡昌治君） はい。全く同じものだと思います。私の記憶では。ですから、同じものを併せて市民の皆さんにわかるように説明したいと、こう思っているんです。いかがですか。

○議長（荒山光広君） ちょっと今の資料請求された分が、今ここで使えるかどうか

ちょっと執行部と協議していただけますか。執行部のほういい。ちょっと協議できます。

済いません、暫時10分ぐらいで結構でしょう。15分ぐらい。

○14番（竹岡昌治君） 10分あれば結構です。取り行く必要があれば、ちょっと山口往復しなくちゃいけませんので、地検まで。

○議長（荒山光広君） ちょっとここで10分間休憩いたします。

午後1時30分休憩

午後1時42分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、一般質問を続行いたします。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 休憩をとっていただきまして、執行部とちょっと協議をいたしました。なぜ黒塗りなのかということは、一応、執行部の配慮については、私も敬意を表し同意をいたしました。しかしながら、私自身の判決文については、ちょっと山口まで、地検まで取りに行くということになりますと2時間近くかかるので、議事進行のためには許可できないということですので、また、機会があったら後日、続きをやりたいと思います。

しかしながら、今、議長の計らいで、議場には議員各位皆さんと執行部の一部の皆さんにはお配りがされたと思うんです。ここに主文として3項目上がっております。これは、「原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。」と書いてあるんです。ややこしいんです。原告が、今度はこの場合、被控訴人になっているわけです。美祢市が控訴人になっている。いわゆる、広島高裁から対してですから、上告したから、それでそういう形になっております。敗訴部分を取り消すと、これが判決であります。その次に、「上記取消しに係る被控訴人の請求をいずれも棄却する。」これも原告が要求していた費用を棄却すると、こういうことなんです。そこで、3番目に訴訟費用、いわゆる「補助参加によって生じた費用も含む。」と、こう書いてあるんです。は、第1、第2審とも被控訴人の負担とすると、こう書いてあるんです。先ほどお聞きした240条の2項に基づいて措置をしたと、こうおっしゃるのならば、払わなかったら、次は訴訟費用の確定処分申立書、多分、確定したと思うんです。そうしますと強制執行できるんです。ここで私が言いたいのは、原告がよく市長とお会いになられているから何らかの動きがあったのか、あるいは市長そのもの

が、最近国会でもはやっている付度があったのか。何かおかしかったかな。これが私は疑問でならんのです。だから、先ほど申し上げたでしょ、人の行動には全て理由があるんだと。だから、結果がこうなっているのは何かの理由があるんだと、こういうことなんです。したがって、その辺をきちんと御説明願いたいと思います。済いません、私、答弁書をもらっていませんので、答弁されたことと私がまた言うことが違うことが起きるかもしれませんが、勘弁していただきたいと思います。答弁書がないというのは、私としては私に差別をされたんだなど、こういうふうに思っておりますから。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） まず、再質問の前に答弁書がないということでございますけれども、答弁書がないと言われたのは高木議員、答弁書に入っていないと言われたのは高木議員でございます。私は、自分が持ち寄っている答弁書について答えを言わせていただいたということでございます。

また、今、その被控訴人について付度があったんではないかというような御質問だろうというふうに思いますけれども、先ほど申しましたとおり、2件分の16万3,078円については、現在、もう既に納入がされておるところでございます。納入期限までに納入がない分については、督促状を出して督促をしている最中ということでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 先ほど申し上げたように、ちょっと私自身の判決文がございませんので、また改めてやりたいと思います。

2番目の質問に入りたいと思います。水道料金の統一についてということで、まず、①として総括原価の考え方についてということで、質問をしたいと思います。

日本水道協会によりますと、水道料金は基本料金と従量料金、いわゆる使用料に応じたの料金と、さらに用途別、口径別、いわゆる管の大きさがあると、議会の勉強会で理解をいたしました。総括原価として資産維持費を水道料金として付加する方法を今回採用しようということで、審議会等含めて進んでおるようでございます。

私といたしましては、今回の対象資産の3%を基準にした資産維持費とは一体何なのか、これもわかりやすい御答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の水道料金の統一について、総括原価の考え方についての御質問にお答えをいたします。

水道料金につきましては、地方公営企業法第21条に定められているとおり、第1項では、地方公共団体は料金を徴収することができること、第2項には、料金は厚生妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営のもとにおける適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な経営を確保することができるものでなければならぬと規定をされております。

地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達によれば、この場合の原価は、営業費用及び支払い利息等、経営に要する費用であることを解説されているものであります。

この経営に要する費用を資産維持費といい、支払い利息及び資産維持費を併せたものを資本費用というものであります。営業費用及び資本費用を併せたものが通常総括原価といわれ、料金総収入額は総括原価に等しいものとして決定されているのでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今の市長の答弁によりますと、支払い利息等も資本。いわゆる私が今お尋ねしたのは、水道料金として徴収するのに総括原価という項目を水道協会、これは厚労省も含めて提示されたんだと思うんですが、市長も企業経営をやられている方ですからおわかりだと思うんですが、私がお尋ねしたのは、資産維持費とは何なのかというお尋ねをしたつもりなんです。そうしますと、資産維持費は、よろしゅうございますか、「物価上昇による減価償却費の不足」あるいは「施工環境の悪化による工事費の増大等に対応し」ですから、減価償却は期間計算としていいんです。ですが、将来の工事費上がるかもしれん、そして維持をしていくためにはという料金までを、果たして期間計算上、水道料金として適切かどうか、したがって資産維持費とは何なのかという質問を申し上げたんです。もう一度、御説明願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 資産維持費とはどういうものかということの御質問にお答え

をしたいと思います。

まず、資産維持費イコール対象資産掛ける資産維持率において資産維持費の額を算定するというものになっております。水道に置きかえると、給水サービスの水準の維持向上及び施設実態の維持のために、事業内に再投資されるべき額を計算した方法の数値を資産維持費というものだというふうに認識をしております。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、市長のお話によりますと、いわゆる再投資をするためにということですよ。ですから、私が申し上げたいのは、これが2番の項目となると思います。資産維持費を総括原価に算入するが、理論上正しいかというお尋ねをしました。ここで今、再投資とおっしゃったんです。資産維持費の定義は、「物価上昇による原価償却の不足や施行環境の悪化による工事費の増大等に対応し、実本資産を維持し、適切な水道サービスを継続していくために総括原価への算入が認められているもの、これが適切に原価に算入されていないと、将来の水道施設の更新、再構築や設備の再調達に必要な財源が内部に留保されず、安定的な財産運営上に支障を来すこととなる」と、こう書いてあったんです。定義が。だから、市長が今おっしゃったように、簡単に言えば再投資のためなんです。ですから、いいですか、私が申し上げたいのは、今、受益者負担の公正公平の原則からしても、将来の経費を今利用している人が払うんですか、払わせるんですか。それが公正公平と言えますか、市長。

それからもう1つ、会計理論上、将来の投資を前取りしてやる場合、期間計算の原則に、費用対応の原則ってありますよね。市長、どう考えておられるんですか、この辺をお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の再質問にお答えしたいと思います。

竹岡議員、公営企業会計、また、会計についてお詳しいということで、私も議員になってからいろいろと御教授いただいているところではございましたけど、まず、水道の公営企業会計が、これは企業会計が平成24年だったですかね、企業会計制度が変わったところで、長期前受金として一時的に収益が上がったという場面があったと思います。そのときにもいろいろ議論になったことを覚えておりますけども、減価償却費が水道はたしか40年だったと思います。期間計算をして、その減価償

却費を内部留保として持つておくということであろうというふうに私も思っております。今言われた費用収益対応の原則ということで、収益を上げようとするために1回の償却ではなくて、40年なら40年の減価償却において資産を分けて償却をしていくということだろうと思います。そこにおいて、将来負担をする、将来の再投資、工事等の負担を現状の受益者が負担するのが公平公正なのかということの議論だろうというふうに思いますけれども、水道の維持管理というのは、いわば半永久的に続くものでしょうというふうに理解をしております。例えば、40年後の子や孫たちの時代にも、その次の世代に送るための維持管理が必要になってくるんであるというふうに思いますので、その辺を含めて料金改定を今回していかなければいけないのじゃないかなというふうに思っております。

また、竹岡議員が言われる内部留保の考え方も、私も企業の会計をしておりますけれども、言われることはよくわかります。実は、この一般質問に際して、水道との打ち合わせの中で、私も実は竹岡議員に近いほうの考え方を持っております、ちょっと違うんじゃないのという話もしました。したところ、やはり、公営企業会計でございますので、指標をつくるのに、例えば、県内それぞれの各自治体が全く違った方式の会計処理をしていたら、指標の度合いがよくわかってこないというところもございますので、そういったところも県内の市、町の考え方も併せて取り組んだというところにあります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） わかってはおるけど、ということだろうと思うんです。市長、私はやっぱし、受益者負担の公正公平性というのは、やっぱ、きちっと担保しながら、確かに水道事業というのは30年、40年で終わるわけじゃないんです。永遠として安価で良質な水を供給するというのが、地方自治の役割だと思います。これは同じことだと思うんです。しかしながら、私が申し上げているのは水道料金、いわゆる収益として上げるのが正しいんですかと言ってるわけです。本来なら、これは、今度は3番目の減価償却、ちょっと、もし通告書を持っておられれば、私の通告書には減価償却っていうのはものを減じるほうの「減」ですが、この通告書はちょっと今見たら「原」の原になっていますね。私の通告書見当たらない……。私の通告書では、さんずいのほうの「減」ですね、やっぱり。いつの間にか「原」に

なっています。この「原価」じゃないです。減価償却と、それから資産維持費を料金対象とする理論的根拠についてと書いてある。何で私がこんなことを言っているかという、市民の皆さんが、何かわけがわからんけど、対象資産の3%を上乗せされて料金とられたというんでは、私は納得されないだろうと思うんです。私自身も納得しません。私が払う水道料金が、将来に対する再投資用の費用、経営努力をもって剰余金が出て、それを剰余金積み立てとして将来のために残すというのとはちょっと違うんです。初めから受益者の皆さんから将来のために対象資産の3%とっているのが、今回の考え方でしょ。だったら、なぜそれは引当金勘定に置かない。私が言っているのは、料金としてはおかしいんじゃないんですかと、他市がどうのこうとおっしゃるけど、他市がみな違ったら、ほんなら美祢市も違ったまんまやってもいいと、こういうことではないと思います。やはり、きちんと理論的に進めていかないと、市民の皆さんは納得できないと思うんです。したがって、私は、資産維持費は将来負担を先取りする手法だというふうに思っておりますので、資産維持費については引当金勘定にプールしていくというのが妥当な会計処理ではないか。会計処理はもう理論を無視してやりますというなら別です。水道協会そういう考え方です。ですが、私がお尋ねしているのは、市長そのものの考え方を聞いているんです。間違ってもそのままやりますかと、他市に右ならえで。じゃなくって、やはり、受益者の皆さんが負担する中身をきちんとわかった上で、今回十八、何%ですか平均上げるということになれば、それぞれの負担がふえるわけでしょう。特に旧美祢市については、これは料金統一という前提ですから特に大きな問題が残ってくるだろうと思います。再度、その辺について資産維持費の収益計上ということに対しての市長の御見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の減価償却と資産維持費を料金対象とする理論的根拠についての御質問にお答えをいたします。

水道料金は、水道料金算定要領を基本として、各水道事業体が地域の実情に合わせて個別に算定しているものでございます。水道料金算定要領に総括原価の内訳として、減価償却費があげられておりますが、減価償却費は損益勘定留保資金として、資本的収入不足額を補填する財源であります。また、物価上昇による減価償却累計額の不足や工事の施工環境の悪化及び工法の高度化等により、工事費の増大に対応

し、実質資産を維持するために資産維持費の原価への算入が認められているものであり、これを原価算入の根拠とするものでございます。

先ほど竹岡議員から申された水道協会は、この水道を低廉かつ永続的に長期間運営をしていくという方針のもと、資産維持費を原価への算入を認めているというところであります。確かに引当金という形で、企業では置いておくというところでございますが、負債勘定ですかね、引当金ですから、において引当金として持つておくという考えも確かにあるというふうには思っております。そういった関係で、今は水道協会の方針に従って会計を行っていくという方針ということでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、市長の答弁によりますと、いわゆる私たちもここに水道料金改訂の方式及び水道改正の動向についてと、これで議会で一緒に勉強しましたよね。これを読んだとき私が大きく矛盾を感じたのは、資産維持費の問題だったんです。今、市長が言われるのは、会計理論上はどうあれ、極端な言い方すると間違っとしても水道協会の方針に従っていくんだと、こういうことですから、市民にそのことはそのことできちんとわかるようにお示しいただきたいし、私は最後までそれはおかしいということでの、私自身は私が払った水道料金は、やっぱり引当金としてプールしていただきたい。このことはまた、実際の実施に当たっての議論になろうと思います。

その次にですね、時間がありませんのでその次に、旧市町村ごとの積算根拠、いわゆる、今回十八、何%やったですか、水道料金を統一するために上げるんだと、しかも算定期間は4カ年とされておりました。今、美東の軟水化が完成して、いわゆる供用開始をしておると思います。さらに、秋芳町の軟水についても送水施設を今から設備をしていき、それから美祢市そのものの軟水化装置も更新をしなくちゃならんだろうというのがわかっておりますよね。にもかかわらず、とりあえず4年間を十八、何%上げて、さらに4年後にまた値上げをしようと、値上げをしようじゃなくて値上げをせざるを得ない状況にあるのはわかっております。したがって、市民の皆さんに、やっぱり、今こうなんだ、今回こうする次はどうなるんだというのを、やっぱりお示しをいただきたいんです。そこで旧市町村ごとの積算根拠、なぜ4年間にしたのか、それから、それぞれがもし稼働し始めたときに、それぞれのコ

ストはどれぐらいになるのか。私いつも言っているように、美祢市の水道料金が100とするならば秋芳町120、美東町150、一日も早く統一化するというの
はわかります。わかりますが、美祢の市民の皆さんに、いわゆる料金統一するた
めに上げてもらわなくちゃいけない、負担をしてもらわなくちゃいけない。そうす
ると、裏を返せば、そういう受給者の皆さんにそれぞれ納得してもらわなくちゃい
けない。でないと進めれないと思います。かつて私が総務企業委員長として美祢市
の軟水化やったとき2年かかりました。いわゆる通常料金の値上げが何%ですよと、
たしかその当時10%やったと思います。それから、軟水化に要する値上げが
15%、併せて25%値上げをしたことがございます。それも十分に市民の皆さん
に周知徹底をし、理解を得た上で動いたわけです。その辺に対して、市長のお考え
をお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えいたします。

まず、水道料金の値上げにつきましては、竹岡議員おっしゃいますとおり丁寧に、
そして、市民の方に納得いただけるような説明を今後も続けていかなければいけ
ないというふうに思っております。

また、旧市町ごとの積算根拠についての御質問にお答えをいたします。

まず、新料金体系制定の進捗の報告でございます。新料金の制定につき、美祢市
上下水道料金審議会を立ち上げ、委員の皆様へ審議をしていただいたことは、議員、
御承知のとおりでございます。これまで5回開催された審議会のうち、4回まで
については議会に御報告をしているところでございます。第5回目の審議会において
受けた答申をベースに、今後は調整を図り、新料金案を議会にお諮りし、十分な御
審議の上、新料金を決定していく予定でございます。

さて、議員、御質問の旧市町の積算根拠であります。答申の内容に沿って現在
お答えできる限りでは、総括原価の額は、全体で平成27年度の実績額と比較して
18.15%の増額となるものであります。料金統一と増額分を併せた改定率を旧
市町別に申し上げますと、平成27年度実績の収入額に対して、旧美祢地域では
132.5%、旧美東地域が89.6%、旧秋芳地域が106.4%となるもので
あります。

この新料金の算定期間は平成30年度から平成33年度までとしており、この間

の総括原価により料金を計算しているものでございますが、原価に含まれている主な事業を申し上げますと、美祢地域では四郎ヶ原及び川東簡易水道統合整備事業及び田代地区の水道未普及解消事業、厚保及び於福地区ほかの配水管布設替え事業等、約7億1,000万円の事業であります。美東地域では、硬度低減化事業及び水源開発事業及び配水管布設替え事業等、約6億5,000万円、秋芳地域においては、秋吉台配水池更新事業及び監視装置盤の更新及び配水管布設替え事業等の約2億7,000万円であります。これらの事業費が本勘定に振りかえられた後、減価償却費として費用になり、支払い利息とともに料金の原価となるものでございます。

なお、これから予定しております祖父ヶ瀬浄水場の更新及び第一配水池の更新並びに秋芳地区の硬度低減化を兼ねた水道施設統合整備事業等の大型事業は、工事の完成が平成33年度以降となるため、次回、算定がえのときに総括原価の対象としておるところでございます。

また、算定期間をなぜ4年にしたのかというお問い合わせでございますけれども、算定期間は、水道料金算定要領によれば、おおむね3年から5年というふうにうたわれております。現在、美祢市では約15年間ほど水道料金の改定は行われていないというふうに思っておりますが、今回4年と定めたのは、全国的にも4年という期間が主流となっていること、4年間ごとは、料金算定の見直し時期が政治的要因に影響される確率が少ないと考えており、また、原価の把握、将来予測が可能と思われる期間としては4年が妥当ではないかというふうに考えております。もちろん長期的な予想に立った上での収支の把握、事業計画等の経営計画は必要であります、長期的な展望に立った上での短期的な4年間は把握が可能な単位であるというふうに思っております。この4年ごと、今後4年ごとに水道料金を見直して、算定期間中の総括原価から公平な料金を設定してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 途中で休憩とりましたから、何分まであるんですか。

○議長（荒山光広君） 2時30分までです。

○14番（竹岡昌治君） 大体、今の答弁で、旧美祢市の方には今まで1,000円払ってもらっていたところを1,300円以上払ってくださいねと、これが統一するための料金ですと。それから、美東町については1,000円だったものが八

百九十何円ですよと、こういうことですよ。平たく言えば。それから秋芳町は、今までよりは60円ぐらい余計出してくださいねと、こういうことであろうと思うんです。だからこそ、分母は非常に旧美祢市が高いんです。したがって、旧美祢市の負担が、総額としたら大きいわけですから、先ほど申し上げたように、よその市町村がどうだから、水道協会がどうだからじゃなくって、きちっと納得のいく積算根拠をもって、市民の皆さんに理解を求めていっていただきたい。私も実は、どうなるのって聞かれても答えることができませんでした。だから、個人的にはあくまでも資産維持費は総括原価に入れるべきではないと、いわゆる料金の中に入れるべきじゃない、とるならば別個に付加してとるべきだ、こういうことは今後も主張していきたいと思います。

次に、3点目のジオ認定の柱の「黒」についてということで、時間があと15分しかございませんので、いわゆる1と2、SLの移転について、それから2番目が荒川坑の坑口の周辺環境整備についてということ併せて、もう一遍にやりたいと思います。

私がここに今、持っておりますのは、これはかなり古いんです。美祢市観光坑道整備構想と、これは、実は議会の会派で友好会派も含めて勉強会やった資料なんです。美祢ジオフロントパーク構想計画ということで、「黒ダイヤとの遭遇」と、こういう副タイトルで勉強会をやりました。当時、財政企画課長だった野嶋さんに、非常に骨を折っていただいて、こうした分厚いものをつくって我々は勉強会やりました。そのときからもう美祢ジオフロントパークということで我々は勉強したわけですが、先だってジオの研修会するときも、黒の、いわゆる石炭についてが、非常に今度は弱いと、まだ。これは市長もおっしゃったとおりです。そこで、私は市民館の横に保存されているSL、これも観光協会の佐々木さんが、この発案によって化粧直しがいろんな方の協力で立派なものになりました。このSLをあそこに置くんじゃなくて、私は、もういつそ美祢駅のロータリーにどんと置かれたらどうじゃろうかと。佐々木さんの提案書を読ませていただきましたら、それはちょっと小屋をかけて保存ができるようにとか大事に扱おうということなんでしょうが、私はそれなりのメンテはありますけど、そのまんまどんと置くほうがいいんじゃないかという気がします。そして、SLを置いて、じゃあこのSLは何の役割を果たしたのか。いわゆるタイムスリップして明治時代、いわゆる豊田前ですか、大嶺炭田

と言ったほうがいいですね。これは明治10年に発見されてできたというふうに思っております。荒川坑は明治30年に長門無煙株式会社が開坑されたと、これは45年ですね。そして、45年に宇部興産に変わったんですか、申しわけないです。30年に長門無煙株式会社によって開坑されて、昭和45年に興産の山陽無煙炭鉱事業所が閉山になったという歴史をもっておるわけですので、SLの前に、やはり漫画チックにでもいいですから、そうした物語をやはり看板としてかけて、まず、駅からおりたら何これは、というぐらいのインパクトがあるものにしたらどうだろうか。そうしますと、駐車場に、確かに問題が出てくるであろうから、駅の横に、いわゆるちょっと不人気なんですけど、石畳がひいたポケットパークがあるわけですが、あれを駐車場並びに駐輪場を使うお気持ちはないかということと、荒川坑の、実は私が、何年前ですか、もう20年ぐらいになると思います。たしか議長か副議長時代だったと思うんですが、荒川坑に入りまして100何メートル入ったですか、200メートルぐらいですか、入りますと、今度は落水斜坑があるんです。それから空気口まであります。そうしたところまでは水平だったと記憶しております。坑内の温度も一定しておりますし、1年中変わらない。それから、実は、あの水はミネラルが多いんで、鱒が非常に生育するというんで実験しようやということで、実は、たしか50匹ぐらい入れたと思うんです。もう太っているだろうなと思ったら、その当時、村田さんの話じゃないけど、もう太ったから誰か食べたいということで、実は1匹も見ることはできませんでしたが、言い伝えとして非常に早く生育するというのが残っております。そうしたことで、荒川も当時、20年ぐらい前だったと思いますから、インフラも余り整備されていなかったんで、とりあえずインフラ整備が先だというんで、ちょっとこれはお蔵入りになった案件なんですけど、今は、もうちょっとしたら荒川坑までなら、何とかインフラもよくなっているということから水も豊富である。ただし、市長がどっかで言われたですよ、私がいつも通るときに気になっているから、ジオのジオポイントはどこかと言ったときに荒川坑のことをおっしゃったです。したがって、その荒川坑が、残念ながら、今、周辺環境が荒廃しております。ぜひ、持ち主の方も調べになって取得するか、または、取得されたあと、周辺環境整備をされて、あの斜坑にも200メートルぐらいはせめて入れるようなことにして、先ほど申し上げましたが大嶺炭田として、明治10年に発掘されてからさらにさかのぼった無煙炭の物語を、やはり、ジオの柱の

一つとしてもっと世に出していくお考えがあるかどうか、最後にお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の、まずはS L移転についての御質問でございます。

実は、このS L移転につきましては、現在、庁内の中でも議論をして、今、竹岡議員言われるとおり、人目につく、今現状も市民館の隣に設置しておりますけれども、なかなか観光客とか一般のお客様とか、そういった方には目につきにくい場所に保存してあるというのが現状ではなかろうかというふうに思っておりますので、今、庁内でも議論しております。また、実は、もう移転の費用の見積もりも今言われた観光協会の方が先頭になってとられたその写しも、私もいただいております。それに向けて、今言われたジオパークの「黒」の部分の一つの起爆剤として、移転については前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

また、荒川坑の跡地でございます。これは、先ほど竹岡議員言われたとおり、私もあの道をよく通って見ておりますので、現在どういう状況にあるかというのをよく存じております。今、言われましたとおり、インフラの道の整備が着実に進んでくるといふふうに思っておりますので、それに併せて、環境整備につきましても前向きに取り組んで、今言われるような200メートル下まで入れれば本当にいいのかなというふうに思いますが、その辺も調査をかけさせていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 時間が迫りました。私の一般質問は、若干、残ったところもございりますが、残った部分はまた改めてやらさせていただきます。

最後の、特にジオパークの「黒」に関する問題。これは、インフラ整備も間近だということだと思っておりますが、若干、急いで、ひとつ当たっていただいて、特に荒川坑は、たしか私が申し上げたのは、斜坑は200メートル先にあると言ったんです、水が落ちていくのは。水が落ちて行っているわけです。全部落としていません。外にも、抗口にも出ていますけど、そこで大半は下に落としています。ちょうど、たしかその近辺、記憶は定かじゃないんですが、この山に向かって今度は空気口があると、そこ辺までが見られれば、大体もう炭鉱というのはどういう形でやったの

か。そういうことで、S L、それから荒川坑、それから、できれば大嶺炭田の水平斜坑に水が何万トンってあるわけですから、抗口から見れば水がどこまでたまっているんかっていうのも市長は御存じだろうと思います。そうした「黒」の点をつくり上げていって、ひとつ、ジオの再審査に向けて御準備をいただきたいと、こういうことを要望申し上げまして、一般質問を終了したいと思います。答弁何かあるんですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 濟いません。御質問じゃなかった要望でございますけれども、先日、豊田前にある矯正施設で矯正展が行われました。この会場で、今、竹岡議員言われたように、山陽無煙の当時の写真だとか工具だとか、そして、どういった生活を送っていたのかというような資料が、多く出品されておりました。それを、炭鉱を知らないもう既に年代、私も実際、炭鉱のまちを知らないわけでございますけれども、知らない年代が見ても、このまちはこういったすごいとこだったんだという思いかえしができる、大変すばらしい展示になっておったと思います。そういった展示も含めて、どういう形で「黒」を見せていくかということを考えていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○14番（竹岡昌治君） 先ほど申し上げたように、これで終結したいと思います。

○議長（荒山光広君） この際、2時40分まで休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時39分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。岩本明央議員。

〔岩本明央君 登壇〕

○10番（岩本明央君） 私は、純政会の岩本明央です。平成29年6月定例会での一般質問を行います。

質問内容は、通告書のとおりで、順序表に沿って質問をいたします。

それでは、本論に入りたいと思います。

大項目は、美祢市の財政についてです。小項目は、1、美祢市の本庁舎改築について、2、ふるさと納税について、の二つについて西岡市長に質問、お願い、提言を申し上げたいと思います。

最初に、美祢市の本庁舎改築について、今後の日程等はどのような計画か。また、国や山口県からの補助金等は、どのようなものがあり、それをいかに活用できるのか、現時点での進捗状況をお尋ねいたします。

皆様も御存じのとおり、山口県の財政内容は、近年特に悪くなっており、先般の山口新聞の内容を見ても明らかです。平成29年度一般会計当初予算額約6,809億円で、基金残高は29年度当初予算ベースで71億円の見込みです。義務的経費の中で、人件費は26.6%、村岡県知事さんも本腰で財政再建に取り組む決意を表明されました。

対して、美祢市は168億6,000万円で、基金残高は57億5,400万円の見込みです。人権費は16.5%で、山口県と美祢市を比較してもいかに山口県の財務内容が悪化しているか、一目瞭然です。

このような現状で、本庁舎改築に当たり、山口県に支援や援助をお願いするのは、大変難しいと考えます。西岡市長のお考えをお聞かせ願います。

また、近隣3市の本庁舎改築を新聞報道の内容から見ますと、宇部市は基本実施計画を委託する企業について公募型プロポーザル方式で、代表企業を募り、福岡市の佐藤総合計画九州事務所を選定したと発表されています。次点は、同じ福岡市内の石本建築事務所九州支所だったそうです。概算事業費は、約108億1,000万円、税務署と併設で共用開始は2022年以降と計画しているそうです。

山口市は、本庁舎の場所さえ決まらず、なかなか前に進まない状態です。渡辺市長さんは、6月27日から移動市長室を開設し、市内各地を回り、市民の意見を聞かれるそうです。これは、山口新聞の6月のニュースです。

長門市は、合併特例債を活用し、現本庁舎横の駐車場に5階建ての新庁舎を建設し、分散している事務所、――教育委員会等ですが――を一カ所にまとめ、事務の効率化を図る計画で、平成31年度完成予定、32年度に供用開始の予定だそうです。そして、その本庁舎を解体し、駐車場にするとのことでした。

先般の先進地研修視察の際、美祢市と同等規模のまちで、本庁舎改築費用は35から40億円ぐらいかかることを学びました。まさに、ビッグプロジェクト、

大事業です。この事業規模や建築費用で、事業費の1割、10%の差異が出れば3億5,000万円から4億円のコストダウンになります。大手ゼネコンを含めた数社によるプロポーザル方式で、設計コンペ、入札、工事等でコストダウンを図り、美祢市の財政を豊かにしてほしいと期待しております。

いずれにせよ、世界経済、世界各国の政治情勢等からみても、大きい経済成長は難しいと思われれます。美祢市の行財政も、西岡市長が申されましたように、無駄を省き、スクラップ・アンド・ビルドの方針で事業を遂行すべきと思いますが、西岡市長のお考えをお伺いいたします。

次に、ふるさと納税についてお尋ねいたします。

ふるさと納税は、近年大変な人気になっています。平成26年度では、寄附金額全国1位は長崎県平戸市で、約14億円、2位は佐賀県玄海町、約10億円、3位は宮崎県綾町、約9億5,000万円、以下たくさん市の市、町、村が寄附を受けています。27年度は、1位が宮崎県都城市、約42億円、2位は静岡県焼津市、約38億円、3位は山形県天童市、約32億円、以下10位までが20億円以上の寄附を受け、27位までが10億円以上の寄附を受けています。さらに、4億円以上の寄附を受けた市、町、村は全国に82以上あるそうです。

逆に住所地以外の市町村へ寄附をした件数を寄附金額の1位は、横浜市、2位は大阪市、3位は名古屋市だそうで、いずれも30億円以上です。

最近、返礼品——これ、お礼の品ですが——返礼品の競争が過熱気味で、総務省が返礼品の額を寄附金額の30%以内におさめるよう、指導しております。推定ですが、29年度以降は大変な額になるようで、美祢市もこのブームに乗るべきと思います。

そこで、美祢市への平成25年度、26年度、27年度、28年度における寄附金額及び寄附人数——件数ですが——と基金への繰入額、それから経費額——これは返礼品とか送料とかJTB等への支払金額をお尋ねいたします。

それから、逆に、美祢市から他市等へ寄附金及び件数が幾らかお尋ねいたします。

実は、私の勉強のため、平成28年11月に玄海町へふるさと納税をいたしました。玄海町の28年度一般会計当初予算額は、約78億円、美祢市の約半分に当たり、九州電力玄海原子力発電所があり、財政面で大変豊かなようです。財政企画課、ふるさと応援寄附金対策室のIさんと長電話をし、いろいろ教えていただきました。

が、専従者職員が五、六名、パートも含めて対応しているそうです。

当初予算78億円のうち、10億円がふるさと納税からの収入があるそうで、大変うらやましい限りです。全国の人が、返礼品の内容により、寄附先、市区町村を選定すると聞いています。返礼品の内容を検討、充実され、全国から注目されるような美祢市にされてはどうかでしょうか。

返礼品は、地場産業、六次産業等の振興に役立つと考えます。さらに全国に美祢市の特産品、地場産品等を宣伝、PRでき、返礼品を受けた方々がリピーターになり、ふるさと納税がますますふえると思います。市長の考えはいかがでしょうか。

以上で、壇上からの質問を終わります。なお、答弁の内容によっては、発言席から再質問をいたします。

〔岩本明央君 発言席に着く〕

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岩本議員の新庁舎建設についての御質問にお答えをいたします。

本市では、本年度本庁舎の整備につきまして、検討を行うこととしております。これは、現在の本庁舎の竣工は、昭和34年12月であり、現在57年が経過し、耐震化工事も行っていないことから、防災拠点としては、不十分な状況となっているからであります。

また、バリアフリー化がなされておらず、市民の個別相談を受けるスペースも不足しているなど、建物の狭隘化が進んでおります。さらには、現在事務所が本庁舎の周辺に分散しており、市民の利便性の低下と事務効率の低下を招いております。

このため、市では、この6月に市議会議員、公募による市民、学識経験者、関係機関や関係団体から選出された役職員及び市職員で構成する美祢市本庁舎整備検討委員会を設置し、本庁舎の整備に関する審議をしていただくこととしております。

では、どのようなことを審議していただくかを具体的に申し上げますと、まず、本庁舎を建てかえるのか、あるいは本庁舎に耐震化工事を行うのか、また本庁舎を建てかえる場合には、位置をどこにするのか、さらに市民の利便性や事務の効率化を考慮して、事務所としての機能だけでなく、どのような施設を取り込んだ本庁舎とするのか等を検討していただきます。その後、検討結果を来年5月ごろをめぐりに、

答申をしていただく予定としております。なお、庁内においては、去る5月11日に副市長を委員長とし、教育長、上下水道事業管理者及び部局長を委員とする、美祢市庁舎整備庁内検討委員会の第1回会議を開催したところであります。

また、会議において、より具体的な調査研究を行うため、若手職員も含めました27名の組織横断的な職員で構成する三つの作業部会を設けることを決定したことから、この5月25日に合同作業部会を開催したところであります。

次に、庁舎の建てかえに対する国や山口県からの補助等についてのお尋ねですが、先ほども申しましたように、本庁舎の建てかえが、まだ決まっているわけではございませんが、もし本庁舎を建てかえとなりますと、本庁舎建設に必要な事業費は、近年の同規模の他市町の庁舎建設事例から鑑みまして、少なくとも約40億円の事業費が見込まれております。これに対しまして、本年度までに積み立てております、庁舎等整備基金の額は約6億5,000万円であり、また国や山口県において庁舎建設を対象とする補助金はないことから、事業費から庁舎等整備基金の額を差し引いた残りの財源は、借り入れによらざるを得ない状況です。このため、本市では、財政的に有利な起債である合併推進債を活用したいと考えております。この合併推進債は、対象事業が市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法による合併市における合併市町村基本計画に基づき実施する、国の補助事業、または地方単独事業であります。

また、事業費の90%を充当でき、それを元利償還金の40%、既存の公共施設等を廃止して行う統合施設の整備等であって、市町村合併による行政コストの合理化効果の発現につながる事業については50%に相当する額を、後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入することのできるものであります。ただし、合併推進債を充当できる期間は、合併が行われた日に属する年度及び、これに続く15カ年度と規定されておりますことから、本市ではまず今年度中に新市基本計画の改正を行い、計画に本庁舎整備の事業を追記するとともに、現在の計画期間であります10年を5年延長し、平成34年度までとしたいと考えております。

さらには、本庁舎の整備につきましても、平成35年3月までに本庁舎の竣工及び建物の除却契約を締結できるように、事業の進捗管理に努めてまいりたいと考えております。

なお、山口県への本庁舎建設に係る新たな補助の依頼につきましては、岩本議員

おっしゃいますように、大変厳しいと認識しております。つきましては、既存の補助金等を活用するためには、どのようにしたらよいか等、鋭意財源確保について検討してまいりたいと考えております。

また、設計者選定の方法につきましては、竣工までの期間が限られる中、優れた設計と竣工までの責任の確保等のメリット、デメリットを比較検討し、また他市の選定方法も参考にしまして決定してまいりたいと考えております。

続きまして、ふるさと納税についての御質問にお答えをいたします。

最初に、ふるさと美祢応援寄附金の状況ですが、平成25年度が739人の864万7,000円、経費額は約295万5,000円であり、一方市民の他市への寄附額は13人の42万円です。

次に、平成26年度は、5,377人の8,767万7,000円、経費額は約4,185万9,000円であり、他市への寄附額は12人の44万円となっております。

続いて、平成27年度ですが5,651人の約1億11,957万9,000円、経費額は約6,457万2,000円であり、他市への寄附額は31人の116万円であります。

そして、平成28年度の状況ですが3,468人の約7,445万円、経費額は約3,979万9,000円であり、他市への寄附額は85人の360万円という状況となっております。

なお、基金への積立額ですが、平成25年度が450万円、平成26年度が6,864万7,000円、平成27年度が5,767万7,000円、平成28年度が約1億4,958万円となっております。

この美祢市寄附金状況ですが、県内では、平成26年度は2位、全国では96位と健闘し、平成27年度は県内5位、全国294位と水位しており、県内における人口及び予算規模の比較では、県内上位といえる状況でございます。これは、美祢市はいち早くふるさとチョイスという全国シェアナンバーワンのサイト登録をしたこと及びクレジットカード支払いを早く導入したこと等、寄附者の動向に敏感に対応したことによると考えております。

しかしながら、このシェア1位のふるさと納税サイトへの自治体の参加が急速に拡大し、現在では、ほぼ全自治体数に近い1,782の自治体が登録するなど広が

ったこと、及びこれに加え返礼品の寄附額における率についても、他自治体において、現在の総務省通知で指摘対象となる高い返礼率によって加熱競争の影響を受けたこと等により、平成28年度は平成22年度以降、始めて前年を下回っております。

また、現在では、各種メディア及び全国多数の地で、ふるさと納税のアピールがなされ、その多くがお得な納税の仕組みと魅力的な返礼品を特集するなど、その創意工夫が寄附額の増額につながっている状況でございます。

平成28年度的美祢市の人気商品は秋吉台高原牛や山口県産牛を初めとした肉類が、約31%、厚保栗、秋芳梨、ブルーベリー等の果物類が約28%で、この2部類で全体の59%を占めております。

しかしながら、肉類の競争は激化していることから、美祢市のオリジナリティーの高い魅力あふれる商品づくりは、寄附額の増加に不可欠であると考えております。現在美祢市では、美祢市ならではの商品として、美祢コレクションの商品はもちろんのこと、美祢市版猫ちぐら、美祢市旅行商品、また美祢市ふるさと交流大使であり、切り絵画家として、現代美術の最前線で世界的にも活躍されている久保修氏の作品等、美祢市の特色を出す取り組みを強めております。

今後につきましては、これらの商品の拡充を、現在飽和状態に近づきつつあることから、六次産業等を、今以上に加速化させ、かつ山口美祢農業協同組合の取り扱い商品やミネコレクション、さらには商工会、市内の企業等に商品開発の協力を呼びかけ、美祢市を全国に発信するふるさとと産品の創出に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岩本議員。

○10番（岩本明央君） 発言席から再質問いたします。

市庁舎の改築について再質問いたします。

さきの壇上からの質問や、これから申し上げる再質問は、私や市民の数人の方からの質問と提言です。

皆さん御存じのとおり、市本庁舎は、美祢市の中心、センターであり、シンボルの建物です。本庁舎が改築されたら、今後50年、60年後まで活用されます。後世の市民の方々からすばらしい庁舎だと言われる建物であるべきです。改築に向けて、最も力を入れられるところをお尋ねいたします。設計面、建築費用など、後世

に汚点を残してはなりません。西岡市長、責任と自信を持って取り組んでいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岩本議員の再質問にお答えをいたします。

本庁舎は市民の皆様のための建物であり、10年後、今岩本議員がおっしゃいました50年後を見据えて市民の皆様が利用しやすい、安全で安心な本庁舎となるようなものでなければならないと思っております。

また、市民が集う美祢市のシンボリックな建物とはどういうものなのかを、財政面も考慮しつつ、慎重かつ迅速に注力して検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

先ほども申しましたとおり、本庁舎の周辺には、他の事務所等の集約化も必要だというふうに思っております。ワンストップサービスが、この本庁舎にできるような体制もとっていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういったところも含めまして、迅速に対応してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岩本議員。

○10番（岩本明央君） 次に、ふるさと納税について再質問いたします。

先般、私は山口の本屋さんに行きました。このようなふるさと納税についての本が、7社、7冊発行されていまして。その中の一つがこれです。

これは、ふるさと納税完全ランキング2017です。さらに、これは美祢市からいただいた、美祢市発行のふるさと納税のパンフレットです。実は、この本を購入した理由は、これをごらんください。この中に美祢市の宣伝用パンフレットがそのまま載っております。実は、この1ページを縮小したものを、ここに掲載しております。この中に、美祢市の宣伝用パンフレットがそのまま掲載されており、当時の課長さんのアイデアと御苦労に感動して買いました。敬意を表します。

さきに、壇上から申し上げましたように、国民の皆様はこのような本を買い、返礼品の内容を十分検討して、お得でよい品物を目当てに寄附をするわけです。

三、四年前までは、1位が牛肉、2位がブランド米、これは美祢市でいえば「美穂のかほり」ですね、3位が海産物と聞いております。近年は、1位牛肉、2位は飲み物、焼酎とかワインとか有名な日本酒、3位が海産物、4位は果物等々と報道

されております。美祢市も年間の寄附金が、せめて4億円以上になるよう、返礼品の品名、内容等を検討され、美祢市の財政や地場産業振興に貢献していただきたいと思っております。

ふるさと納税の返礼品経費は、多くはかかりません。寄附金額の40から43%と言われております。仮に美祢市が4億円の寄附金を受けたと仮定して、約2億4,000万円が美祢市に残り、4億円の30%、1億2,000万円が返礼品として特色ある地場産品、特産品等を納税者へお返し、残りの約4,000万円が経費として使われます。年間4億円以上の寄附金を受けている地方自治体は全国に82以上あり、全国地方自治体の約4.5%に当たります。裏を返しますと、22の市、町、村のうち一つが4億円以上の寄附を受けている計算になります。

山口県内13市6町、19市町ですが、そのうちひょっとして4億円以上の寄附を受けとっている市、町が一つぐらいあるかもしれません。この数字は、総務省、平成28年度ふるさと納税に関する現況調査についてからの資料です。再度申し上げますが、返礼品は、地場産業、六次産業等の振興に役立つと考えています。

さらに、日本全国で、美祢市の特産品を宣伝、PRでき、観光振興にも役立ち、リピーターの力で美祢市へのふるさと納税がますますふえると思っております。

ちょっと余談になりますが、テレビの放映で東京都杉並区の区長さんは、ふるさと納税に係る区民税換算で11億円の区民税が流出した。この額は今問題になっている保育園待機児童解消のための保育園舎新築3棟分の額で、大変迷惑だと話されています。

また、東京都世田谷区の穂坂区長さんも、27年度区民税換算で17億円の税金が流出した。このままだと新年度——29年度ですが——は30億円の税金が流出、学校を一つつくる額を占めている金額だとおっしゃっていました。それも山口新聞に報道されています。

大都会や大都市圏では、迷惑な法律かもしれませんが、財政力の弱い地方自治体にとっては、自治体間の競争に打ち勝ち、住民サービスの向上に向けて頑張っておられます。

さらに、4月6日木曜日、NHK総合テレビシブ5時の5時35分から50分ぐらいまで、約15分間、宮崎県都城市のふるさと納税についてオンリー放映していました。また、5月14日日曜日、日本テレビ系列、KRY山口放送6時からの真

相報道バンキシャの中でも、このふるさと納税について約七、八分全国放送していました。近年多くの国民が、いかにふるさと納税に関心があるかを物語っています。

再度、西岡市長に御方針、お考え、感想をお伺いしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岩本議員の再質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃる、まず4億円という寄附額を一例され、つまり、平成27年度実績額で、全国で約4.5%、82団体に入る寄附金規模を目指し、美祢市の特産品等を全国にPRし、市の振興を行うべきであるという御提言でございます。

美祢市は、全国の自治体同様、現在このふるさと納税制度を活用し、ふるさと美祢応援寄附金として、多くの美祢を応援していただく皆様から寄附をいただいております。そのいただいた寄附金は、ふるさと納税制度の趣旨に基づき、秋吉台等美しい自然を守る取り組みや、人づくりへの取り組みに活用させていただいているところでございます。

一方で、ふるさと納税制度を活用した寄附金が、本来は無償の供与であるのに対し、各自治体が制度外として、お礼の品を送付しております。この各自治体の独自の取り組みが寄附額の増加とともに、地域の製品の売り上げとなり、大きな経済波及効果を生みつつあります。

これは、見方を変えれば、地域経済の小さな本市にとっても、大きく地場産業の育成につながると考えております。

しかしながら、全国状況を鑑みますと、異常にお得感を誇張したメディア合戦や還元率を争うランキング等により、寄附の争奪が全国的に激化している現状がございます。この状況は、ふるさと納税の本来の目的に反することから、国においても総務大臣通知を行い、返礼品のあり方、高い返礼割合、誤解を生みメディア宣伝等をつつしむよう、指導をされております。

美祢市においては、もともとの制度の趣旨を尊重し、返礼率を抑えた範囲で市をPRし、寄附金の活用に美祢市の創造とお礼としての特産品提供によって、産業を元気にする、この二つの目的の両立ができつつあると認識をしております。

このまま全国の危惧される状況が続けば、ふるさと納税制度自体が崩壊するとも考えられますが、今回の国の通知のもとに一定の自粛が図られ、一旦返礼品合戦が秩序を持った中で、各地域の個性を育み、このすばらしい制度であるふるさと納税

制度が健全に発展していくことと考えられ、美祢市もそれに向けた努力をしております。

なお、議員御提言のとおり、返礼品が多く全国の皆様に届けられるということは、美祢市産品等を通じ、市内に大きな経済波及効果をもたらすことにより、産業を育成し、元気を創出する上で欠かせない取り組みであることは、全く同感であります。

美祢市の平成27年度の寄附額は、約1億1,957万9,000円、平成28年度寄附額は、約7,445万円に対し、返礼品の発送額では、有効期間が1年ある関係で、年度の整合した比較はできませんが、送料込みで平成27年度、約4,170万円、平成28年度、約3,490万円という経済効果を出しております。

この状況を逃す大きな問題の一つに、農産品等の供給量の問題が大きいのしかかります。またもう一つにマーケティング、経営していくという視点と戦略を備えた地域商社のような形の組織の醸成が必要となり、今後の課題であると考えます。

さて、ふるさと納税の理念は、ふるさと納税で地方創生を行うことです。このふるさと納税の意義の二つを美祢市に置きかえますと、応援したい地域として美祢市が選択され、美祢市の人材育成、自然保護等を支援していただくということ。

次に、美祢市はこのふるさと納税制度を通じて、全国に美祢市の政策を売り込み、認知度を上げ、応援する美祢市にふさわしい、応援してよかったと言われる美祢市をつくり上げること、これらが私の使命だと考えております。よって、このふるさと美祢応援寄附金の制度、美祢市の産業の育成、観光の振興、移住の促進につなげていく必要があります。

まずは、美祢市を全国の方に知っていただく情報発信に努め、次にいただいた応援寄附金を美祢市として秋吉台を初めとする自然保護や、教育環境の充実といった人づくりに有効に活用し、応援してよかった、応援したいという仕組みづくりを構築してまいります。

一方魅力的で優れたお礼品をこれからも産官一体となって開発に努め、それを送付することで美祢ファンを生み地場産品の購入者とリピーターを増加させ、また地域の眠っていた資源が掘り起こされ、さらには美祢市を訪れたいという観光振興、移住等を含めた好循環が生まれるよう、引き続き、ふるさと美祢応援寄附金の有効

活用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岩本議員。

○10番（岩本明央君） 実は、この質問書を提出した後に、調査をしましたら、県内19市町で山口市だけが4億円以上の寄附金を受けていることがわかりました。大変遅くなりましたけど、そういう結果が出ております。

結びに、若くてしがらみのない清廉潔白で実行力のある西岡市長に、大きな期待を申し上げ、純政会、岩本明央の一般質問を終わります。

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、本日予定された一般質問は終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時23分散会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月12日

美祢市議会議長

荒山光広

会議録署名議員

秋枝秀稔

”

岡山隆